

官報号外

昭和二十五年四月十六日

○第七回衆議院會議錄第三十七号

昭和二十五年四月十五日(土曜日)

議事日程 第三十五号

午後一時開議

- 第一 国会閉会中委員会が審査を行ふ場合の委員の手当に関する法律案(一部を改正する法律案) (議院運営委員長提出)
- 第二 衆議院事務局職員定員規程中改正案(議院運営委員長提出)
- 第三 造林臨時措置法案(内閣提出)
- 第四 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 家畜改良増殖法案(内閣提出)
- 第六 肥料取締法案(内閣提出)
- 第七 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 国家公務員等の旅費に関する法律案(内閣提出)
- 第九 造船法案(内閣提出)
- 第十 国籍法案(内閣提出)
- 第十一 国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 第十二 電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第十三 質屋営業法案(内閣提出)
- 第十四 都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案(内閣提出)
- 第十五 火薬類取締法案(内閣提出)
- 第十六 精神衛生法案(参議院提出)

| | |
|---|---|
| 第十五 火薬類取締法案(内閣提出) | 日程第十二 電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付) |
| 第十六 精神衛生法案(参議院提出) | 日程第十三 質屋営業法案(内閣提出) |
| ● 本日の会議に付した事件 故議員丹羽彪吉君に対する加藤鎌造君の哀悼の辞 | 日程第十四 都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案(内閣提出) |
| 内閣からの申出にかかる地方税法案中修正の件 | 日程第十五 火薬類取締法案(内閣提出) |
| 案中修正の件 | 日程第十六 精神衛生法案(参議院提出) |

| | |
|---|---|
| 日程第一 国会閉会中委員会が審査を行ふ場合の委員の手当に関する法律案(議院運営委員長提出) | 日程第十一 衆議院事務局職員定員規程中改正案(議院運営委員長提出) |
| 案中修正の件 | 日程第十二 電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付) |
| 案中修正の件 | 日程第十三 質屋営業法案(内閣提出) |
| 案中修正の件 | 日程第十四 都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案(内閣提出) |
| 案中修正の件 | 日程第十五 火薬類取締法案(内閣提出) |
| 案中修正の件 | 日程第十六 精神衛生法案(参議院提出) |

| | |
|--------|--|
| 案中修正の件 | 日程第十七 関税法の一部を改正する法律案(内閣提出) |
| 案中修正の件 | 日程第十八 国家公務員等の旅費に関する法律案(内閣提出) |
| 案中修正の件 | 日程第十九 国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案(内閣提出) |
| 案中修正の件 | 日程第二十 国籍法(内閣提出) |
| 案中修正の件 | 日程第二十一 国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案(内閣提出) |

○議長(幣原喜重郎君) これより会議を開きます。

○議長(幣原喜重郎君) 本院議員丹羽彪吉君の逝去につき弔意を表するため加藤鎌造君から発言を求められております。これを許します。加藤鎌造君。

〔加藤鎌造君登壇〕

本院議員丹羽彪吉君は、去る四月五日、にわかに病にたおれ、入院加療中のところ、遂に十日に至り逝去されました。まことに痛惜いたえません。この際私は、諸君の御同情を得て、議員一同を代表し、つついで哀悼の辞を述べたいと存じます。丹羽君は岐阜県の御出身でありますて、若くして実業界に志し、縦横の鬼才と不撓の努力とをもつて今日の地位を築かれたのであります。御承知のとく、さきには貴族院議員として鋭意わが憲政のために盡瘁せられたのであります。しかし、今は自由党顧問として、また自由党県支部長として政界に重きをなしておられました。昨年一月の総選挙には、衆選を負うて本院に議席を占め、爾来わが民主政治の發展と平和国家の建設のため励精努力を続けておられたのであります。しかし、君の政治的活動はなお今後に期待するものが多く、その卓越せる才幹は、日本再建、特に経済再建の途上において幾多貢献すべきものあるを信じて疑ひなかつたのであります。しかるに、はからずも急逝せられたことは惜しみてもあまりあり、返すべくも痛恨にたえません。

ここにいさか哀悼の微衷を述べ、つづ込んで君の御冥福を祈る次第であります。(拍手)

内閣からの申出にかかる地方税法

案中修正の件

方税法案中修正したいとの申出があります。この申出を承諾するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて承諾するに決しました。

○議長(幣原喜重郎君) 内閣から、地

方税法案中修正したいとの申出があり

ます。この申出を承諾するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原喜重郎君) 内閣から、地

方税法案中修正したいとの申出があり

三の規定による施業案（以下單に「施業案」という。）が編成されてい

る場合には、当該施業案で定める

ところに従い、定めなければなら

ない。

一 当該伐採跡地等の面積、地位

その他の状況

二 当該地方における造林の慣行

三 当該地方における苗木の生産

状況及び供給事情

四 農業、畜産業その他の事業と

の関連

第八條 都道府県知事は、造林計画

の定めたときは、省令で定める手

続に従い、左に掲げる事項を公告

し、且つ、当該伐採跡地等の所有

者及び権原に基き当該伐採跡地等

を使用し、又は収益する者に造林

計画を記載した書面を送付しなけ

ればならない。

一 造林計画

二 当該伐採跡地等の所有者及び

権原に基き当該伐採跡地等を使

用し、又は収益する者の氏名又

は名称及び住所

第九條 造林計画に係る伐採跡地等

の所有者又は権原に基き当該伐採

跡地等を使用し、若しくは収益す

る者であつて当該造林計画につい

て異議がある者は、都道府県知事

に対し、異議の申立をすること

ができる。

（異議の申立）

第十條 造林計画は、第八條第一項

の期間内に前條第一項の規定によ

る異議の申立がないときはその期

間満了の時に、同項の規定による

異議の申立があつた場合において

そのすべてについて同條第八項の

2 異議の申立は、前條第一項の期

間に、理由を記載した申立書を

都道府県知事に提出してしなけれ

ばならない。

3 都道府県知事は、異議の申立を

受理したときは、前條第二項の期

間満了後三十日以内に公開による

聽聞を開始しなければならない。

4 都道府県知事は、聽聞の期日及

び場所を定め、あらかじめ異議の

申立をした者に通知しなければな

らない。

規定による決定があつたときはそ

の決定の時に、確定する。

2 造林計画が確定したときは、都

道府県知事は、選定なく当該造林

地の所有者及び権原に基き當該

造林地を使用し、又は収益する

者にその旨を通知しなければな

らない。

3 前項の指定は、公告によつて行

う。

（造林地指定の効果）

第十一條 造林地の指定があつたと

きは、当該造林計画に基く植栽が

完了するまでは、当該造林地につ

いて土地の形質を変更し、工作物

を設置し、又は当該造林地を林木

育成以外の目的に使用する権利を

設定しようとする者は、都道府県

知事の許可を受けなければならない

。但し、植栽に支障を及ぼさな

い場合は、この限りでない。

2 造林地の所有者又は権原に基き

当該造林地を使用している者が、

前項の規定により許可を申請した

場合において、許可を受けられな

かつたことによつて損失をこうむ

つたときは、都道府県は、その者

に対し、許可を受けられなかつた

ことによつて通常生ずべき損失を

補償しなければならない。

（造林者の指定）

第十四條 前條第一項の規定による

届出がないときは、都道府県知事

は、省令で定める手続に従い、当

該造林地につき造林者を指定すべ

く。

1 造林地の指定は、その効力を失う

としたとき。

2 造林地が土地政用法その他の

法令に基き政用され、又は使用

されたとき。

（造林計画の確定）

第十條 造林計画は、第八條第一項

の期間内に前條第一項の規定によ

る異議の申立がないときはその期

間満了の時に、同項の規定による

異議の申立があつた場合において

そのすべてについて同條第八項の

二項において準用する場合を含む。）の規定による申請がな

つたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定に

よる申請をした者のうち、左に掲

げる順序により最優先順位にある

者を造林者として指定しなければ

ならない。

3 都道府県知事は、前項の規定に

よる申請をした者のうち、左に掲

げる順序により最優先順位にある

者を造林者として指定しなければ

ならない。

4 前項の規定により同順位の者が

あるときは、都道府県知事は、左

の事項を勘案して指定しなければ

ならない。

5 その者の造林についての技

能、経験その他経営能力の程度

二 その者の住所若しくは居所又

は業務に從事する場所と当該造

林地との地理的關係

三 その者の営む業務と当該造林

地についての造林との関連の程

度

森林組合、学校設置者、地方公

共団体その他の省令で定める団体が

第二項の申請をした場合において

他の事情によりこれらの者を造林

者とすることが相当とするときは、都道府県知事は、第三項の規定にかかるらず、これらの者を造林者として指定することができます。

しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定に

よる申請をした者のうち、左に掲

げる順序により最優先順位にある

者を造林者として指定しなければ

ならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に

よる申請をした者のうち、左に掲

げる順序により最優先順位にある

者を造林者として指定しなければ

ならない。

3 前項の規定により同順位の者が

あるときは、都道府県知事は、左

の事項を勘案して指定しなければ

ならない。

4 前項の規定により同順位の者が

あるときは、都道府県知事は、左

の事項を勘案して指定しなければ

ならない。

5 その者の造林についての技

能、経験その他経営能力の程度

二 その者の住所若しくは居所又

は業務に從事する場所と当該造

林地との地理的關係

三 その者の営む業務と当該造林

地についての造林との関連の程

度

森林組合、学校設置者、地方公

共団体その他の省令で定める団体が

六 都道府県知事は、造林者の指定をしたときは、省令で定める手続に従い、遅滞なくその旨を公表し、且つ、これを当該指定造林者及び当該造林地の所有者に通知しなければならない。

7 前項の公告があつたときは、指定造林者でなければ、当該造林地につき造林計画に基く植栽をしてはならない。（造林計画の変更等）

第十五條 左に掲げる場合において、造林者が第七條第二項第三号の期限の延長を申請したときは、都道府県知事は、その期限を延長しなければならない。

2 一 苗木を入手することができないため当該造林計画に基く植栽をすることができないとき。

二 造林に必要な資金の融通又は補助金の交付を受けるべき者が、その融通又は交付を受けることができなかつたため当該造林計画に基く植栽をすることができないとき。

三 著しく不良で造林の見込がないと認められるときは、都道府県知事は、造林者に対して更に期限を定めて再植栽を行うべきことを指示することができる。但し、その者が再植栽を行う見込がない場合には、この限りでない。

4 前項の規定による指示があつた場合には、第一項及び第二項の規定を準用する。

5 指定造林者は、当該造林地について当該造林計画に基く植栽を中止したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。（造林者の補充指定）

第十七條 左に掲げる場合には、都道府県知事は、当該造林地につき別に造林者を指定する。

3 都道府県知事は、造林計画を変更したとき又は造林地の指定を解除したときは、省令で定める手続に従い、その旨を公表し、且つ、造林計画の変更を申請した者、当該造林地の造林者及び所有者並びに当該造林地を放牧又は採草の目的に使用し、又は収益する者に、これをお知しなければならない。

（植栽完了の届出等）

第十六條 造林者は、当該造林地について当該造林計画に基く植栽を完了したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の規定による植栽完了の届出を受けたとき、又は当該造林計画に定められた植栽を完了すべき期限が来たときは、遅滞なくその職員に当該造林地について植栽完了の有無及び植栽の結果を検査させなければならない。

3 前項の規定による申請があつたときは、都道府県知事は、その旨を當該造林地の所有者に通知し、期を経過したときは、遅滞なくその職員に当該造林地について植栽完了の届出をしたところを以て、この限りでない。

三 指定造林者が前條第五項の規定により当該造林計画に基く植栽を中止した旨の届出をしたとき。

4 次條の場合において、同條の規定による届出がなかつたときは、前項の場合は、第十四條の規定を準用する。

5 次條の規定による指示があつた場合には、第一項及び第二項の規定を準用する。

6 前項の規定による共有的持分の割合

7 裁定は、文書をもつて行い、且、理由を附さなければならない。

8 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を指定造林者及び当該造林地の所有者に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

9 前項の公告があつたときは、裁定において定められた持分の割合に不服がある者は、第八項の規定で定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなすことができる。

10 裁定において定められた持分の割合に不服がある者は、第八項の規定で定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなすことができる。

11 前項の訴においては、指定造林者又は当該造林地の所有者を被告とする。

（植栽林木の共有）

第十九條 前條の規定により地上権が設定された場合において、指定造林者が当該造林計画に基き植栽した林木（植栽後天然に生じた林木であつて当該造林計画の定められた樹種に属するものを含む。）は、指定造林者と当該造林地の所有者の共有とする。

2 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

3 前二項の場合において、協議がととのわないとときは、当該指定造林者は、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4 第一項の協議に係る裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

5 前項の協議を求めることができる。

6 前項の協議を求めることができる。

7 前項の協議を求めることができる。

8 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を指定造林者及び当該造林地の所有者に通知し、且つ、これを公表しなければならない。

9 前項の裁定があつたときは、裁定において定められた持分の割合に不服がある者は、第八項の規定で定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなすことができる。

10 裁定において定められた持分の割合に不服がある者は、第八項の規定で定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなすことができる。

11 前項の裁定においては、指定造林者又は当該造林地の所有者を被告とする。

十一 前項の訴においては、指定造林地の所有者を被告とする。

（地上権の認定）

第十九條 指定造林者は、当該造林地の所有者に対して、当該造林地についての当該造林計画に基く造林を目的とする地上権の設定及び制限又は停止に関する協議を求める協議を求めることができる。

2 造林を行ふのに支障となるときは、その者に対し、当該使用的基き当該造林地を林木育成以外の目的に使用する者がある場合において、当該使用が造林計画に基く造林を行ふのに支障となるときは、その者に対し、当該使用的制限又は停止に関する協議を求める協議を求めることができる。

3 前二項の場合において、協議がととのわないとときは、当該指定造林者は、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4 第一項の協議に係る裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

5 前項の協議を求めることができる。

6 前項の協議を求めることができる。

7 前項の協議を求めることができる。

8 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

9 前項の裁定があつたときは、裁定において定められた持分の割合に不服がある者は、第八項の規定で定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなすことができる。

10 裁定において定められた持分の割合に不服がある者は、第八項の規定で定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなすことができる。

11 前項の裁定においては、指定造林者又は当該造林地の所有者を被告とする。

は、投票によつてこれを行わなければならぬ。

農業協同組合連合会の会員たる組合が前項の規定により合併をする投票を行うには、これにつき、それぞれの総会において、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、無記名投票によつて、その議決権の三分の一以上多数による議決があつた旨を記する書面を併せて提出しなければならない。

第九十三條を次のように改める。

行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基いてする行政庁の处分、定款若しくは規約を守つているかどうかを知るために必要な報告を徵し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用者、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に關する行政を適正に処理するため特に必要なもの提出を命ずることができる。

第九十四條に次の二項を加える。

行政庁は、第十條第一項第二号の事業を行う組合又は都道府県の区域若しくはこれを超える区域を地区とする組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

第百條第一項中「千円」を「一万円」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行の際、改正後の農業協同組合法第十條の規定により

併せ行なうことができなくなつた事

業を現に併せ行つてゐる農業協同組合連合会は、同條の規定にかかる法律（内閣提出）に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

ができる。

農業協同組合法の一部を改正する法律（内閣提出）に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

家畜改良増殖法案

家畜改良増殖法

目次

第一章 総則（第一條—第三條）

第二章 種畜（第四條—第十條）

第三章 家畜人工授精（第十一條—第三十二條）

第四章 雜則（第三十三條—第三十七條）

第五章 罰則（第三十八條—第四十一條）

附則 第一章 総則

（目的）

第一條 この法律は、種畜を確保し、その利用を増強し、その他の家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図ることを目的とする（家畜の改良増殖を促進する義務）

第二條 国又は都道府県は、第二章以下において規定する事項以外の事項であつても家畜の改良増殖の促進に有効な事項については、これらを積極的に行わなければならぬ。

（定義） この法律において「種畜」とは、牛、馬その他政令で定める家畜の雄であつて、その飼養者が次に受けているものといふ。

2 この法律は、公布の日から施行する場合、この法律施行の際、改正後の農業協同組合法第十條の規定により

精」とは、牛、馬、めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

（種付の制限） 第二章 種畜

牛、馬その他の政令で定める家畜の雄は、その飼養者において、農林大臣が毎年定期に行なう検査を受け、種畜證明書の交付を受けているものでなければ、種付（家畜人工授精を含む。以下同じ。）の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

（種畜證明書の交付） 第二章 種畜

種畜が疾患にかかりていても、これを種付の用に供してはならない。

（種付の禁止） 第二章 種畜

種畜が疾患にかかりていても、これを種付の用に供してはならない。

（種付の有効期間） 第二章 種畜

第六條 第四條第一項本文の規定に基づいて交付する種畜證明書の有効期間は、検査の日から一箇年とする。

（種畜證明書の有効期間） 第二章 種畜

第六條 第四條第一項本文の規定に基づいて交付する種畜證明書の有効期間は、検査の日から一箇年とする。

うかについて行う。

（種畜證明書の有効期間） 第二章 種畜

第六條 第四條第一項本文の規定に基づいて交付する種畜證明書の有効期間は、検査の日から一箇年とする。

畜の疾患がなおつたときは、すみやかにその停止を解除しなければならない。

（種畜證明書の有効期間） 第二章 種畜

第六條 第四條第一項本文の規定に基づいて交付する種畜證明書の有効期間は、検査の日から一箇年とする。

（種畜證明書の有効期間） 第二章 種畜

を受けている家畜は、この法律に規定する種畜とみなし、当該證明書は、第四條の規定により交付された種畜證明書とみなす。

4 この法律施行の際、現に種畜法登録協会（以下「旧協会」という。）については、附則第二項及び第十項の規定にかかわらず、なお從前の一例による。

5 旧協会であつてこの法律施行の日から起算して九十日を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。

6 旧協会は、前項の期間内において、政令で定める手続に従い、他の法律に基く団体となることができる。

7 旧協会は、解散したときは、その解散の日から起算して九十日をこえないと清算を完了しなければならない。

8 第六項の政令には、事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）若しくは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用を排除し、又はこれらの規定に基く公正取引委員会の職権に影響を及ぼす規定を設けることができない。

9 この法律施行の際、現に引き続き一年以上家畜人工授精の業務を行つた者は、この法律施行の日から二年間は、第十六條の規定により家畜人工授精師の免許を受けた者とみなす。

10 第二十二條第一項の規定は、前項の者が家畜人工授精師の免許を受けているとみなされる間は、適用しない。

11 附則第九項の者は、この法律施行の日から三箇月以内に省令で定める手続により、都道府県知事に届けなければならない。

12 前項の規定による届出をしなかつた者については、同項の期間経過後は、附則第九項の規定は、適用しない。

13 この法律施行の際、現に引き続き一年以上家畜人工授精の業務を行つた者は、この法律施行の日から一年間は、第二十四条の許可を受けた家畜人工授精所となな。

14 前項の施設の開設者は、この法律施行の日から三箇月以内に省令で定める手続により都道府県知事に届け出なければならない。

15 前項の規定による届出がなかつた施設については、同項の期間経過後は、附則第十三項の規定は、適用しない。

16 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（事業者団体法の一部改正）

17 事業者団体法の一部を次のよう

に改正する。

第六條第一項第三号中「二 種

畜法（昭和二十三年法律第百五十五号）の規定に基いて設立された家畜登録協会」を削る。

家畜改良増殖法案（内閣提出）に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

肥料取締法案（目的）

第一條 この法律は、肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため、肥料の規格の公定、登

録、検査等を行い、もつて農業生産力の維持増進に寄與することを目的とする。

（登録を受ける義務）

第一條 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうについて、その銘柄ごとに、左の各号の区分に従い、第一号から第三号までに掲げる肥料にあつては農林大臣の、第四号の肥料にあつては農

はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

一 氏名及び住所（法人にあつては

は、農林大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、農林大臣の指定期間に付けて出なければならない。

3 この法律において「保証成分量」とは、生産業者、輸入業者又は販売業者が、その生産し、輸入し、又は販売する普通肥料につき、それが含有しているものとして保証する主成分（肥料の種別ごとに別表で定める主要な成分をいう。以下同じ。）の最小量を百分比で表わしたものをいう。

4 この法律において「生産業者」とは、肥料の生産（配合、加工及び採取を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、肥料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、肥料の販売を業とする者である。生産業者及び輸入業者以外のものをいう。

（公定規格）

5 第六條第一項第三号中「二 種

畜法（昭和二十三年法律第百五十五号）の規定に基いて設立された家畜登録協会」を削る。

6 仮登録にあつては、施用方法及び栽培試験の成績

7 登録又は仮登録の申請をする者は、一千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（登録）

8 前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を除む。）

9 普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林大臣の登録を受けなければならない。

10 但し、公定規格が定められていない普通肥料については、この限りでない。

（仮登録を受ける義務）

11 普通肥料を業として生産し、又は輸入しようとする者は、当該普

通肥料について、その銘柄ごとに、農林大臣の登録を受けなければならぬ。

（登録及び仮登録の申請）

第六條 登録又は仮登録を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、左の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては

は、農林大臣の指定期間に付けて出なければならない。

2 農林大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとする

るときは、その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならない。

（登録を受ける義務）

第一條 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうについて、その銘柄ごとに、左の各号の区分に従い、第一号から第三号までに掲げる肥料にあつては農

はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

一 氏名及び住所（法人にあつては

は、農林大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、農林大臣の指定期間に付けて出なければならない。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、農林大臣の指定期間に付けて出なければならない。

3 この法律において「保証成分量」とは、生産業者、輸入業者又は販

売業者が、その生産し、輸入し、又は販売する普通肥料につき、そ

れが含有しているものとして保証する主成分（肥料の種別ごとに別表で定める主要な成分をいう。以下同じ。）の最小量を百分比で表わしたものをいう。

4 この法律において「生産業者」とは、肥料の生産（配合、加工及び採取を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、肥料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、肥料の販売を業とする者である。生産業者及び輸入業者以外のものをいう。

（公定規格）

5 第六條第一項第三号中「二 種

畜法（昭和二十三年法律第百五十五号）の規定に基いて設立された家畜登録協会」を削る。

6 仮登録にあつては、施用方法及び栽培試験の成績

7 登録又は仮登録の申請をする者は、一千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（登録）

8 前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を除む。）

9 普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林大臣の登録を受けなければならない。

10 但し、公定規格が定められていない普通肥料については、この限りでない。

（仮登録を受ける義務）

11 普通肥料を業として生産し、又は輸入しようとする者は、当該普

通肥料について、その銘柄ごとに、農林大臣の登録を受けなければならぬ。

（登録及び仮登録の申請）

第六條 登録又は仮登録を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、左の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては

は、農林大臣の指定期間に付けて出なければならない。

2 農林大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとする

るときは、その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならない。

（登録を受ける義務）

第一條 この法律において「肥料」とは、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土じょうについて、その銘柄ごとに、左の各号の区分に従い、第一号から第三号までに掲げる肥料にあつては農

はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

一 氏名及び住所（法人にあつては

は、農林大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、農林大臣の指定期間に付けて出なければならない。

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、農林大臣の指定期間に付けて出なければならない。

3 この法律において「保証成分量」とは、生産業者、輸入業者又は販

売業者が、その生産し、輸入し、又は販売する普通肥料につき、そ

れが含有しているものとして保証する主成分（肥料の種別ごとに別表で定める主要な成分をいう。以下同じ。）の最小量を百分比で表わしたものをいう。

4 この法律において「生産業者」とは、肥料の生産（配合、加工及び採取を含む。以下同じ。）を業とする者をいい、「輸入業者」とは、肥料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、肥料の販売を業とする者である。生産業者及び輸入業者以外のものをいう。

（公定規格）

5 第六條第一項第三号中「二 種

畜法（昭和二十三年法律第百五十五号）の規定に基いて設立された家畜登録協会」を削る。

6 仮登録にあつては、施用方法及び栽培試験の成績

7 登録又は仮登録の申請をする者は、一千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（登録）

8 前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を除む。）

9 普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林大臣の登録を受けなければならない。

10 但し、公定規格が定められていない普通肥料については、この限りでない。

（仮登録を受ける義務）

11 普通肥料を業として生産し、又は輸入しようとする者は、当該普

通肥料について、その銘柄ごとに、農林大臣の登録を受けなければならぬ。

（登録及び仮登録の申請）

第六條 登録又は仮登録を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、左の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては

は、農林大臣の指定期間に付けて出なければならない。

2 農林大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとする

の定めるところにより、運送な

く、当該肥料の容器又は包装の外

部に左の事項を記載した販売業者

保証票を附さなければならない。

生産業者保証票、輸入業者保証

票、販売業者保証票及び次條第四

項の規格外肥料保証票(以下「保証

票」という。)が附されていないか、

又はその記載が不明となつた普通

肥料の引渡を受けたとき、及び引

渡を受けた普通肥料が自己の所有

又は管理に属している間に、その

保証票が滅失し、又はその保証票

の記載が不明となつたときも、ま

た同様とする。

一 販売業者保証票という文字

二 販売業者の氏名及び住所

三 前條第一号から第七号まで及

び第九号に掲げる事項

四 販売業者保証票を附した年月

2 前條第四号から第六号までの事

項は、販売業者が知らないとき

は、前項の販売業者保証票に記載

しなくてよい。

(譲渡の禁止)

第十九條 生産業者、輸入業者又は

販売業者は、普通肥料についてお

は、登録又は仮登録を受けてお

り、且つ、保証票が附されている

ものでなければ、これを譲り渡し

てはならない。

2 生産業者又は輸入業者が、第六

條の規定により登録又は仮登録の

申請をした普通肥料であつて主成

分の含有量が公定規格に達せず、

又は公定規格のある類似する

種類の肥料の品質に達しないもの

について、省令で定める手続に従

い、農林大臣の許可を受けた場合

は、生産業者、輸入業者又は販売

業者は、前項の規定にかかるわら

ず、登録又は仮登録を受けていない普通肥料であつても、これを譲り渡すことができる。

3 農林大臣は、前項の規定による

普通肥料が植物に有害である場合

又は当該普通肥料の主成分の含有

量が公定規格の半ばに達せず、若

しくは公定規格の定がある類似す

る種類の肥料の品質の半ばに達し

ない場合を除いて、その申請の日

から五十日以内に前項の規定によ

る許可をしなければならない。

4 第二項の許可を受けた生産業者

又は輸入業者は、省令の定めると

ころにより、当該普通肥料の容器

又は包装の外部に、第十七條第一

号から第七号までに掲げる事項及

び規格外肥料保証票という文字を

記載した規格外肥料保証票を附さ

なければならぬ。

5 天災地変により肥料が登録証又

は仮登録証に記載された規格を下

回った場合及び省令で定めるやむ

を得ない事由が発生した場合にお

いて、命令の定めるところによ

る規定にかかるわらず、普通肥料を

譲り渡すことができる。

(保証票の記載事項の制限)

第二十條 保証票には、第十七條各

号、第十八條第一項各号又は前條

第四項に掲げる事項、商標及び商

号以外の事項を記載し、又は虚偽

の記載をしてはならない。

(施用上の注意等の表示命令)

第二十一條 農林大臣は、必要があ

ると認めるときは、その登録又は

仮登録をした普通肥料の生産業者

又は輸入業者に対し、当該肥料の

施用上の注意又は原料の使用割合を当該肥料の容器又は包装の外部に表示すべき旨を命ぜることができる。

2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録証又は仮登録証にそ

の旨を記載する。

3 当該都道府県の区域内にある

特殊肥料の生産業者及びその輸

入業者の届出)

2 前項の届出事項に変更を生じたときは、及び販売業務を廃止したと

きも、また同項と同様とする。

(不正使用等の禁止)

第二十四條 何人も、保証票を偽造

し、変造し、若しくは不正に使用

し、又は偽造し、若しくは変造し

た保証票その他保証票を紛らわし

いものを自己の販売する肥料若し

くはその容器若しくは包装に附し

てはならない。

2 他の生産業者、輸入業者若しくは

販売業者の氏名、商標若しくは商号

又は他の肥料の名称若しくは成分

を表示した容器又は包装は、その

表示を消さなければ、何人も自己

の販売する肥料の容器又は包装と

して使用してはならない。

(異物混入の禁止)

第二十五條 生産業者、輸入業者又

は販売業者は、その生産し、輸入

し、又は販売する肥料に、その品

質が低下するような異物を混入し

てはならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第二十六條 生産業者、輸入業者又

は販売業者は、その生産し、輸入

し、又は販売する肥料の主成分の

含有量又はその効果に関する虚偽

の宣伝をしてはならない。

2 生産業者、輸入業者又は販売業

者は、その生産し、輸入し、又は販売

する肥料について、その主成分又は効果に關して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

(帳簿の備付)

第二十七條 肥料の生産業者は、そ

の生産する事業場ごとに帳簿を備

え、肥料を生産したときは、毎

日、その名称及び数量を記載しな

ければならない。

肥料の生産業者、輸入業者又は

販売業者は、その生産、輸入又は

販売の業務を行う事業場ごとに帳

簿を備え、肥料を購入し、輸入

し、又は生産業者、輸入業者若し

くは販売業者に販売したときは、

その都度、その名称、数量、年月

日及び相手方の氏名又は名稱を記

載し、又は販売業者に販売したとき

は、販売の業務を行う事業場ごとに帳

簿を備え、肥料を購入し、輸入

し、又は生産業者、輸入業者若し

くは販売業者に販売したときは、

その都度、その名称、数量、年月

日及び相手方の氏名又は名稱を記

載し、又は販売業者に販売したとき

は、販売の業務を行う事業場ごとに帳

簿を備え、肥料を購入し、輸入

し、又は生産業者、輸入業者若し

くは販売業者に販売したときは、

その都度、その名称、数量、年月

日及び相手方の氏名又は名稱を記

載し、又は販売業者に販売したとき

は、販売の業務を行う事業場ごとに帳

簿を備え、肥料を購入し、輸入

し、又は生産業者、輸入業者若し

くは販売業者に販売したときは、

その都度、その名称、数量、年月

日及び相手方の氏名又は名稱を記

載し、又は販売業者に販売したとき

(業務施設の表示)

第二十八條 生産業者、輸入業者又

は販売業者は、その生産、輸入若

しくは販売の業務を行う事業場又

は保管する施設ごとに、それぞれ

の外部の見易い場所に、その氏名

又は名称及び事業場又は施設の種

別を、省令の定める方法で表示し

て置かなければならない。

(報告の徴収)

第二十九條 農林大臣又は都道府県

知事は、この法律の目的を達成す

るため必要があると認めるときは、

生産業者、輸入業者若しくは

販売業者又は肥料の運送業者、運

送取扱業者若しくは倉庫業者から

その業務に關し報告を徴すること

ができる。

(肥料検査官及び肥料検査吏員の

立入検査等)

第三十三條 農林大臣又は都道府県知事は、肥料の取締上必要があると認めるときは、肥料検査官又は肥料検査吏員に、生産業者、輸入業

び第二十九條の規定の施行期日は、昭和二十五年八月一日とする。

(現に肥料業者である者の届出)

この法律施行の際現に特殊肥料の生産業者又はその輸入業者である者が、その現に営んでいる生産又は輸入の事業について第一項の規定によりなすべき届出については、同條同項中「その事業を開始する二週間前まで」とあるのは、「この法律施行後三十日以内」と、それぞれ読み替える。

4 この法律施行前（旧法第四條の規定による保証票の添附については、同條の失効前）にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後（同條の規定による保証票の添附については、同條の規定によりなすべき届出については、同條同項中「当該事業場に

は、廃止する。但し、同法第四條、第五十一条。以下「旧法」という。）は、昭和二十五年七月三十一日まで、なおその効力を有する。

【最終号の附録に掲載】

〔野原正勝君登壇〕

肥料取締法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

うに改正する。

第四條第二十三号を次のように改める。

第一は、造林地の所有者または使用收益権者が造林計画に基いた植栽を行う意見がないか、または定められた期限までに植栽を完了しなかつたときは、別と、第三は、造林者の指定を受けた者は、造林地の所有者に対し造林地の地上権の設定に関し協議を求めることができ、協議が整わないときは都道府県知事がこれを裁定すること、第四点は自作農創設特別措置法との関係であります。

次いで、討論の通告がありませんのでこれを省略し、表決に付しましたところ、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に農業協同組合法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のことく、農業協同組合法の一部を改正する法律案、家畜改良増殖法案、肥料取締法案、以上を一括して御報告申し上げます。

まず造林臨時措置法案につきまして御報告いたします。

御承知のことく、わが国の森林は、戦時及び戦後を通じて非常な過伐、濫伐をいたしました結果、森林資源は著しく減耗いたしまして、現在民有林だけでも百二十万町歩以上の造林未済地が累積されている状況にありまして、これは国土の保全上はもとより、将来の林産物需給の上にも重大な支障を及ぼすおそれがございます。それゆえ、これら民有林地につきまして植伐の均衡をとりもどし、森林資源の長期維持をはかります。ことが今後の民有林行政の最重要事でありますので、この際急速に森林所有者自身の造林意欲を高揚させ、所期の目的を達成したい意向をもちまして、本案を提案されたのであります。

本法案の内容は、およそ次の四点からなっております。すなわち第一は、国土の保全上急速に造林を必要とする造林地を指定いたし、その所有者または使用收益権者は定められた造林計画に従い植栽をいたすことであります。

| 種 別 | 主 成 分 |
|----------|---|
| 無機質窒素肥料 | 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素 |
| 無機質りん酸肥料 | りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸 |
| 無機質加里肥料 | 加里全量、水溶性加里 |
| 無機質肥料 | 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸、加里全量、水溶性加里 |
| 有機質肥料 | 窒素全量、りん酸全量、加里全量 |
| 石灰質肥料 | 有効石灰、有効苦土 |
| 配合肥料 | 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、りん酸全量、農林大臣の指定する有効りん酸、加里全量、水溶性加里 |
| その他の普通肥料 | 農林大臣の指定する成分 |

肥料取締法案に対する修正案
附則第四項の次に次の二項を加え
る。

5 農林省設置法（昭和二十四年法
律第百五十三号）の一部を次のよ

第一は、造林地の所有者または使用收益権者が造林計画に基いた植栽を行う意見がないか、または定められた期限までに植栽を完了しなかつたときは、別と、第三は、造林者の指定を受けた者は、造林地の所有者に対し造林地の地上権の設定に関し協議を求めることができ、協議が整わないときは都道府県知事がこれを裁定すること、第四点は自作農創設特別措置法との関係であります。

次いで、討論の通告がありませんのでこれを省略し、表決に付しましたところ、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に農業協同組合法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のことく、農業協同組合法の一部を改正する法律案、家畜改良増殖法案、肥料取締法案、以上を一括して御報告申し上げます。

まず造林臨時措置法案につきまして御報告いたします。

御承知のことく、わが国の森林は、戦時及び戦後を通じて非常な過伐、濫伐をいたしました結果、森林資源は著しく減耗いたしまして、現在民有林だけでも百二十万町歩以上の造林未済地が累積されている状況にありまして、これは国土の保全上はもとより、将来の林産物需給の上にも重大な支障を及ぼすおそれがございます。それゆえ、これら民有林地につきまして植伐の均衡をとりもどし、森林資源の長期維持をはかります。ことが今後の民有林行政の最重要事でありますので、この際急速に森林所有者自身の造林意欲を高揚させ、所期の目的を達成したい意向をもちまして、本案を提案されたのであります。

本法案の内容は、およそ次の四点からなっております。すなわち第一は、

造林地を指定いたし、その所有者または使用收益権者は定められた造林計画に従い植栽をいたすことであります。

の他の事業の兼営を禁止すること。第二点は、農業協同組合の組合員の利益を守り、組合全体の信用を高めるために、組合の経営を適正に処理するに必要な基準を政令で定める、さらに組合の運営並びに経理状況等に関する資料の提出を求め、または検査をする等の監督規定を整備すること、以上の二点であります。

これに引き続き討論に移りましたところ、共産党的山口委員は本案に対する反対意見を述べられ、次いで表决に付しましたところ、多数をもつて原案の通りに可決すべきものと議決されました。

次に家畜改良繁殖法案につきまして御報告いたします。

農業の経営を合理化し、農業生産力を増強して、我が國農業経済の安定を

いたしましては、最近家畜事情が好転いたし、家畜の移動または屠殺の制限をする必要がなくなりましたので、これに関する農林大臣の権限を廃止したこと、以上であります。

本法律案は、三月三十一日付託と相成り、去る三日提案理由の説明を聞き、引き質疑を行いましたるとこら、自由党の原田、河野両委員、農民協同党小平委員の各委員より、畜産振

きものと議決いたしました。
次に肥料取締法案につき御報告いたします。

案の審議の際十分検討を遂げ、かつ需給関係も最近著しく改善され、七月末には統制撤廃も見通されるに至りました。今日の肥料事情に即応いたすためには、本法案の制定は当然のこととありますて、各委員とも異論がありませんので、質疑を省略いたしました。ただ農林省設置法との関係につきまして僅少の修正を施す必要がありまますので、十三日、自由党薬師神

員より、これに対し善処するよう政府に要望すべし旨の決議案が提案され、全会一致をもつて可決を見たのであります。さらに七日、特に森農林大臣の出席を求めて、農業協同組合運営に関する根本方針につき真剣な質疑が行われました。引続き十日、十一日の両日質疑を続行いたし、自由党の測、足立、原田、河野四委員、社会党の井上、石井兩委員、共産党的山口委員、国民協同党の吉川委員、農民協同党の小平委員の各委員から、農業協同組合の現況と現下経済政策との関連、今後における農業協同組合の健全なる発展のための対策、行政措置をもつて連合会の統合を制限している事實と改正法案との關係等に關しまして政府委員との間に質疑がとりかわされたのであります。が、詳細は速記録についてごらんを願いたいと思います。

次いで十二日、自由党の遠藤委員より、農業協同組合の金融上の助成促進並びに行政指導及び自治監査助成に關する決議案が提案され、これまた全会一致をもつて可決されました。

年有余の経験にかんがみまして改正を必要とする点があります上に、最近激進的な普及を示しておりますところの家畜の人工授精の健全なる発達をもあわせてはかる必要がありますので、現行の種畜法を廃止し、新たに本法案を提案いたし、家畜改良増殖を強力に推進いたしますとするのであります。

今、本法案の主要な点を申し上げますと、大略次の四点に要約できると思ひます。すなわち第一点は、現行の種畜法によりますと、種畜検査はすべて農林大臣が行うことになりますが、臨時検査の一部については都道府県知事に行わせ、機動的に種畜補充をなし得る方途を開いたこと、第二点は、家畜人工授精の健全な発達をはかるため、家畜人工授精師並びに家畜人工授精所を免許または許可制にするとともに、家畜人工授精の実施に必要な規制を加えたこと、第三点は、現行種畜法にあります家畜登録協会に関する法的規定を廃止いたし、同協会を民間の創意を生かした民主的運営にゆだねることといたしましたこと、第四点と

れに対し政府委員より、アメリカ産の優良家畜の血統の導入については日下博士と交渉中であり、また家畜人工授精所施設に関する補助金については、家畜保健衛生所に対する補助金と合算して一箇所約二十四、五万円程度となるから、十分とはいえないが、ほぼ最低を満し得ると思うとの答弁ございました。

質疑を終了いたし、去る十二日討論に付しましたところ、自由党を代表し原田委員は、本法案はわが国畜産の改良増殖上画期的意義を持つ重要な法律であるから、これが実施には全力を傾注すべきであり、なお本法第二條の注記で、國または都道府県が家畜の改良増殖の促進に有効な事項についてはこれを積極的に行わなければならぬとする規定は、抽象的で具体性を欠いているので、これを具体的に規定する修正案を用意したのであるが、今回は間に合わなかつたので他日に譲ることとした旨を付言して賛成されたのであります。次いで採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべ

定いたし、生産業及び輸入業については農林大臣または都道府県知事の登録制とし、公定規格の定められていない新肥料については仮登録制を設け、さらに販売業については、單に都道府県知事に届け出ることとして、現行法による手続を簡素化したことと、第一は、業者等が虚偽の宣伝をし、あるいは品質を虚下させるような異物を混入することを禁止し、また肥料の施用上の注意事項を表示させることとし、さらに登録を受けたは仮登録ないしはそれらの取消しの場合は、その番号、肥料の名称、保証成分量、業者の住所、氏名等を公示して農業生産者の立場を擁護するようになります。第三は、現行法の罰則があまり軽過ぎるので、これを強化して体刑を加え、かつ体刑、罰金刑を併科できることとして、肥料の生産、販売の公正を期すものとしたところであります。

○議長(鶴原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。山口武秀君。
〔山口武秀君登壇〕
○山口武秀君 私は、ただいま御報告になりました四法案中、農業協同組合関係法案につきまして、日本共産党を代表し反対の討論をいたすものであります。
農業協同組合は全國的に行き詰まりを来しまして、おそらく、ことしの秋までには、健全なものとして残るのは、わずかにその三分の一にすぎないだらうといふことがいわれているのであります。が、今回の法律改正にあたりましても、政府は、この農業協同組合の行き詰まりを開いて農業協同組合全体の信用を高めることをその目的としたのであります。しかしながら、現在の農業協同組合の行き詰まりは現下の農家の窮乏せる生活の反映であります。この農家の窮乏は、吉田内閣の農村收奪の結果起つたわけであります。しかるにもかかわらず、この基本

問題に何ら触れるところなくして農業協同組合の行き詰まり打開がなし得る道理はないはずであります。

農業協同組合が戦後生れました目的と申しますのは、第一に、農業協同組合は自主性を持たなければならぬ、さらにこの農業協同組合は、協同組織の発展によりまして日本農業の生産力の発展に寄與しなければならない、この二つの性格を持つて生れて参つたのであります。しかるに、これまでの実績を見まするとさうに、農業協同組合はこの当初に約束されました方向とはまつたく相反する方向に進みつつあるわけであります。

主的な活動でありまするが、農業協同組合がこれまで行つて来た事業といふものに、どこに自主性があつたかといふことがあります。経済事業にいたしましても、その經濟事業は、政府の低米価政策に協力して米を供出する、農産物を供出する、これ以外の何ものもなかつたのであります。あるいは指導事業にいたしましても、政府の官僚的な天くだり農業計画に協力する以外の何ものもなかつたのであります。農業協同組合は、実質的には政府の下請機関と化しまして、この自主性をまったく喪失しておる現状であります。もちろん、農業生産力の発展につきましても何ら行うことなし得ず、これまでの歴代の内閣は、農業協同組合がこの方面において活動するあらゆる條件を奪い去つていたわけであります。今後におきまして、農産物

の統制撤廃の段階を迎えたまゝで農業協同組合は一層の苦境に立ち、その經營は行き詰まることが明瞭であります。農業協同組合の活動が自主性を失い、これまで官僚統制に依存してその活動を続けて参ったのであります。が、この統制が撤廃されると、この基礎がなくなり、さらにそこから生じまする肥料商、米穀商の復活によりまして、協同組合の經營というものはますく行き詰まりざるを得なくなるのであります。

ここにおきまして、政府は、一時的

占資本が日本の農民を支配する道具として使われることは明らかであります。これを通して日本農村の植民地的な再編成が進められるだけであります。

○議長（熊原嘉重郎君） 石井繁丸君。
〔石井繁丸君登壇〕
○石井繁丸君 ただいま委員長の報告
にして、この法律の改正に賛成である
道理はないのであります。

返り資金、預金部資金を中金を通して農業協同組合に融資するという計画を立てたそです。これが今後いかなる形において現われるにしてもあるいはこれがとりやめされるにいたしましても、この融資の問題が重要なあらうこととはもちろんであります。苦境にあえいでおる農業協同組合は、その融資をめぐりまして、おそらく現在残された少々の自主性をも奪い去られ、独占資本にたまない従属させられますということもまた明瞭なのであります。

御承知の通り、日本農村の民主化は、農地改革の徹底と農業協同組合の健全なる民主的運営並びにこれが充実と相ましまして初めて達成せられるということは、マッカーサー元帥の屢次のご指令を持つまでもなく、一般国民のよく了知いたしておるところであります。従つて農協が、農業協同組合法実

今回の改正は、連合会の兼營の禁止であり、さらに農業協同組合の財務処理についてその基準を定めるために政令を出すことになつてゐるわけであります。この改正自体は、それだけを見状から見まするならば特に問題はない、賛成された方もありましたように思われるのであります。しかししながら、連合会の兼營の禁止は、本質的に農業協同組合の自主性の侵犯であります。政府の農業協同組合に対する直接の干渉の強化となつて來ることは明瞭であります。この苦境にある農業協同組合は、このよきな改正によりまして、農民の団体たる本質をます／＼失い、独り、またものでありまして、農民の民主的組織に切りかえられました。が、その改

施じ第一回年を経過したるに付しかねる道をたどりつゝあるかといふことは、とりもなおさず、日本の農村民主化の道がいかに進められ、そうして日本農村の経済がいかなる実態にあるかといふことの指標であります。

今日、農協は經濟的破綻に瀕し、崩壊の一歩手前にあることは、各地の農協の理事長の責任自殺や、あるいは預金支拂い停止等に徴し明らかであります。われくは、吉田内閣の失政が農協を破壊せりと断言するにやぶさかではないであります。

元来、農協は農業会より改組せられたものでありまして、農民の民主的組織に切りかえられました。が、その改

組の過程において十分なる指導と啓蒙が徹底せず、旧農業会の持つところの欠陥がそのまま持ち越されたのであります。幸いに、農村経済がインフレ経済の状態にありましたので若干の彈力性を持つたのでありますて、昨年の上半期は、どうにかその関係で持ちこたえたのであるが、ドッジ政策の強圧は、一切の犠牲と、しわよせが農村に持ち込まれまして、昨今のことき農村の窮状となり、そろして農業協同組合の破綻となつたのでありますて、この点、農業協同組合対策並びに農村経済対策に対し誠意を示さず、逆に農村経済崩壊に拍車をかけて来ましたところの森農改並びに自由党農政に対しまして、全農民が大きな反撃を加えて立つておるということは当然の道理であります。

昨今、農協の根本的の行き詰まりは、次のよろな諸点から発生をいたしておりますのであります。

第一、米価のすえ置きの問題、早場米奨励金の実質的打切りの問題であります。去年におけるところの米穀検査の嚴守がいかに早場米の奨励金を農民から打切つたか。これらの点が新潟県あるいは東北米作地帯等におきまして重大なる影響を與えておるといふことは、みな御承知のところであらうと考えるのであります。そのほかに、今まで農民が非常にたよりにいたしておつたところの超過供出三倍買上げの打切りであります。これらが非常に大きな農村の收入を減退せしめた原因であります。

第二点は、農村に対する重税の負担であります。政府は、予算面は農村所得税をかけた、こう申すのであります。しかるに、実際は中小企業が崩壊し、倒産した関係上、それらから予定したところの税金を全部農村に対しても

わよせをいたしておるのはあります。各地方において発生した農村の減税運動、これを政府においては、一部のものが煽動するから起つておるといつて、その責任をのがれんといたしておりますが、実際に農村に税金の横すべりをさしたということが農村の憤激的のありまして、これら的是正が強く要求せられておるのは当然であります。この点について、農林委員会としては、再三にわたり政府に対して、農民に実際どれだけ税金をかけ、また農民からどれだけ税金をとつたか、これらを他の事業との関係においてはつきりさせるというように、農林委員長の名をもちますて、これが要求をいたしたものであります。が、大蔵当局は、その点何ら明答をしておらない。その点から見ましても、税金を農民に横すべりさせたといふことは明らかであります。かよう重税が農民を今日の窮境に陥れ、また農協の破綻の原因等をかもしておるのであります。

るの政府の適切なる指導の問題、あるいは購買事業等に対しまして、経済転換期において農業協同組合に過誤を起さしめないところの温情のあるやり方、あるいは加工設備のやり方等に対する支援する等の問題、あるいは農協の水ぶくれ状態に対する人件費等をいかにするか、かような問題が、将来農協の問題といたしまして要求せられております。

しかしながら、これは恒久対策でありますて、当面の問題として要求せられる問題は次の二点であります。

まず第一に、農協に対する急速なる金融措置の問題であります。現在農協におきましては、税金を納めるため農民が非常に預金をおろすので、各地におきまして取扱あるいは支拂い停止の状態があり、群馬県等におきましても幾つかその事例がある。これが蔓延いたしますれば、ただちに農業協同組合の全面的信用崩壊、信用失墜となりまして、ここに全金融場面におけるところの大きな問題が発生いたす危険があります。これに対しまして森農林大臣は、各個の協同組合をさいに調査をして、貸せるものには貸す、貸せないものには貸さない、かようなことを申しておるのであります。大きな政治の手としまして、いかにしてこの金融崩壊の途にある農協を救済すべきや、金融措置を講すべきかと、いろいろな問題であります。政府としましては、拙速でありましたとも应急措置をいたさなければならぬといふことは、全農協の関係者、全農民の叫びであるのであります。この点につきましては、野原君よりも詳しく述報があつたので、自由党の各位もみな御了承のところでありますから、われわれは重ねて強く要求をいたすものであります。

大に報奨物資の問題であります。報奨物資が一般的の販売物資よりも高く農民に配給せられるという、このようなことは、これは吉田内閣において初めて発生いたした現象であります。農民を愚弄する、これ以上のものはないといわざるを得ないのであります。われくは、これらに対しまして、ただちに政府は緊急措置を講じまして、そうして農業協同組合の振り出したたる手形の完全なる解決、並びに農民に対してさうような不明な、不見識なる行為をいたしたるについて、全面的なるところの解決を急いでやらなければならぬと考えるのであります。

次に地方税の問題でありまするが、破綻に瀕した協同組合に、附加価値税あるいは固定資産税等についていろいろと重圧を加えようとしたしております。農協が人件費等において苦しいとき、なお附加価値税において苦しめる場合、どういうような状態になるかということは明らかであります。この点につきまして、地方税その他が農協の負担にならないよう、あるいは所得税等においても威重なる御考慮を加えまして、その面よりする農協の救援の道を講じなければならないと思うのであります。

森農林大臣は、大体農協の行き詰まりを、これは農業協同組合の責任なりと、一切の責任を農業協同組合に転嫁いたしておるのであります。そうして、応急措置を講ずるのではなく、農業協同組合の経営者が精神を入れかえ、形を改めたときは応援してやる、かようなことを言つておるのであります。

す。農協は過去においていろいろな間違いを起しておりますが、先ほど述べた通り、農業協同組合の健全なる発達と、これの育成が日本の農村民主化の大きなる一つの足であることは、論議の余地のない問題であります。かよくな点から考えまして、農業協同組合の責任、あるいは農業協同組合の立て直りを待ち、精神の入れかえを待つ、かような点は、一面としましては要求せらるべき問題であります。さきに述べましたところの金融措置の問題、あるいは報奨物資の問題、あるいは税金等につきまして適切なる措置を講じまして、農村民主化の一一本の大きな足として健全なる発達に役立つよう、政府といたしまして万全の措置を講ぜられんことを心から希望いたし、また厳重なる注意を喚起いたしまして、本法案に賛成の討論をいたすものであります。(拍手)

○議長(常原臺重郎君) 日程第七、関税法の一部を改正する法律案、内閣提出
第八 国家公務員等の旅費に関する法律案(内閣提出)
第七 関税法の一部を改正する法律案、内閣提出
八、国家公務員等の旅費に関する法律案、右兩案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事北澤直吉君。

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律
関税法(明治三十二年法律第六十
一号)の一部を次のように改正する。
第三條中「收容貨物」の下に「又ハ
保管貨物」を加える。
第七條但書を次のよう改める。
但シ関税ヲ逋脱シタル場合又ハ其
ノ逋脱ヲ為ス目的ヲ以テ予備若ハ
未遂フ行ヒタル場合ノ關稅ノ徵收
權ハ此ノ限ニ在ラズ
第三十一條ノ三の次に次の一條を
加える。
第三十一條ノ四 旅客ノ携帶品前條
第三項ノ貨物ニ該當スルトキハ保
管証ト引換ニ之ヲ稅関ニ保管スベ
シ
前項ノ保管貨物前條ノ証明又ハ認
定ヲ得ルニ至リタルトキハ第三十
一條ノ免許ヲ得テ保管証ト引換ニ
之ガ返還ヲ受クベシ
第一項ノ保管貨物輸出又ハ輸入ノ
免許ヲ受クルニ至ラザルトキ輸出
貨物ハ之ヲ内地ニ引取り輸入貨物
ハ之ヲ積戻スベシ
第一項ノ貨物ニ關スル一切ノ費用
ハ貨主ノ負担トス
第三十四條但書を次のように改め
る。
但シ税関ノ認許ヲ得命令ノ定ムル

第三章中「第五節 改容」を「第五節 改容及保管」に改める。
第五節中第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條ノ二 第三十一條ノ四第一項ノ保管貨物保管ノ日ヨリ四箇月以内ニ同條第二項又ハ第三項ノ処理ヲ為サザルトキハ之ヲ公売ニ付シ閑税及其ノ貨物ニ閑スル一切ノ費用ニ充テ残金アルトキハ之ヲ貨主ニ交付ス

前項ノ貨物生活力ヲ有スル動植物ナルトキ、腐敗シ若ハ腐敗ノ虞アルトキハ又ハ倉庫若ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ前項ノ期限ニ拘ラズ之ヲ公売ニ付スルコトヲ得

第五十一條ノ二及第五十二條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ准用ス
第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

第七十四條 関税定率法第十一條ニ掲タル貨物ノ輸入ヲ為シタル者ハ五年以下ノ徴役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ處シ又ハ之ヲ併科ス
前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ实行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同項ニ同ジ

前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ二倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エクノ原価ノ二倍ニ相当スル金額以下ト為スコトヲ得

第七十五條 関税ヲ逋脱シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ處シ又ハ之ヲ併科ス
前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備ヲ為シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ实行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同

(旅費の支給)

第三條 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者又はその遺族が左の各号の一に該当する場合に是、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職(罷免を含む)、失業又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合に是、当該職員の遺族

三 勤続二年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出发して帰住したときは、当該退職

四 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外國旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員

五 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外國旅行中に死亡した場合は、当該職員の配偶者及び子に限る。がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出发して帰住したときは、当該退職

七 外國在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡

し、又は第三十九條第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する場合において、國

家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第三十八條第二号から第五号まで若しくは第八十二條各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由に因り退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第三十八條第二号から第五号まで若しくは第八十二條各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由に因り退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員に採用を予定されている者が呼出しに応じ出頭した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 職員又は職員以外の者が、國の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定に該当する場合を除く。外他の法律に特別の定がある場合その他の旅費を支弁して旅行させられる必要がある場合には、旅費を支給する。

7 第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合)は、当該扶養親族を含む。以下本條において同じ。)が、その出発前に第四條第三項の規定により旅費の支給を受けることができる。

8 第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合)は、当該扶養親族を含む。以下本條において同じ。)が、その出発前に第四條第三項の規定により旅費の支給を受けることができる。

「旅行命令書等」という。)を交付してこれをしなければならない。

但し、旅行命令書等を交付する、とまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鐵道を除く。以下同し。)旅行について、路程に応じ一キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う家財の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 支度料は、外國への出張又は赴任について、定額により支給する。

13 死亡手当は、第三條第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

14 内国旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

15 外國旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、旅行手当と

扶養親族移転料、支度料及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路(鐵道を除く。以下同し。)旅行について、路程に応じ一キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う家財の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

10 着後手当は、赴任について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

12 支度料は、外國への出張又は赴任について、定額により支給する。

13 死亡手当は、第三條第二項第五号又は第七号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

14 内国旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

15 外國旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、旅行手当と

費として支給することができる。

(旅費の計算)

第七條 旅費は、最も經濟的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も經濟的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第八條 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鐵道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をとることができる。

前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。

第三條 第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第九條 旅行者が同一地域(第二條第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日當及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日を越える場合にはそのこえの日数について定額の二割、滞在日数六十日をこえる場合にはそのこえの日数について定額の三割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除外する。

第十條 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第十一條 一日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日當又は宿泊料を支給する。

第十二條 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鐵道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第十三條 旅費(概算拂に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支拂をする者(以下「支出官等」といふ。)に提出しなければならない。此の場合において、必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅

費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

第二 概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

第三 支出官等は、前項の規定による精算の結果過拂金があつた場合には、所定の期間内に、当該過拂金を返納させなければならぬ。

第四 支出官等は、その支出費、又は支拂った概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過拂金を返納しなかつた場合は、当該支出官等がその後においてその者に対し支出し、又は支拂う給與又は旅費の額から当該概算拂に係る旅費額又は当該過拂金に相当する金額を差し引かなければならぬ。

第五 第一項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類、記載事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給與の種類は、大蔵省令で定める。

(探用予定者の旅費)

第六条 第三條第四項の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した新職務相当の旅費とする。

(証人等の旅費)

第七条 第三條第五項又は第六項の規定により支給する旅費は、他の法律に特別の定がある場合を除く外、各府の長が大蔵大臣に協議して定める旅費とする。

(鐵道賃)

に規定する旅客運賃(以下本條において「運賃」という。)及び急行料金(これらものに対する通行税を含む。)による。

第一 運賃の等級を三階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給與に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一條第四号から第十六号までに掲げる職員(以下「内閣総理大臣等」という。)

ロ 特別急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

ハ 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

ニ 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

オ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

カ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

メ 船賃

第十七條 船賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本條において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

イ 内閣総理大臣等及び八級以下の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ロ 七級以下四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ハ 三級以下の職務にある者に左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び四級以上上の職務にある者について左に規定する運賃

ロ 七級以下四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ハ 三級以下の職務にある者について左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ロ 七級以下四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ハ 三級以下の職務にある者について左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ロ 七級以下四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ハ 三級以下の職務にある者について左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

イ 前号第四号に規定する急行料金

ロ 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

メ 前項第四号に規定する急行料金

ハ 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

ニ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

オ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

カ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

メ 船賃

第十八條 船賃の額は、左の各号に規定する船賃

イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ロ 七級以下四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ハ 三級以下の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ロ 七級以下四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ハ 三級以下の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

イ 前号第四号に規定する急行料金

ロ 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

メ 前項第四号に規定する急行料金

ハ 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

ニ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

オ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

カ 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のもの

メ 船賃

第十九條 船賃の額は、左の各号に規定する船賃

イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ロ 七級以下四級以上の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

ハ 三級以下の職務を三階級に区分する船賃による旅行の場合には、

に相当する額

十一歳以上の子については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料及び着後手当の三分の一に相当する額

十二歳未満の子は、前号に規定する額の二分の一に相当する額

4 第一項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第二十五條第一項第一号の規定に準じて計算した額による。

5 第二十五条第二項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

第三十九條 支度料の額は、目的地の存する地域の区分及び旅行期間に応じた別表第二の定額による。

第四十條 死亡手当の額は、第三條
第一項第五号の規定に該当する場合
には死亡地の区分に応じた別表
第一の定額により、同項第七号の
規定に該当する場合にはその定額
の二分の一に相当する額による。
**職員が第三條第一項第五号の規
定に該当し、且つ、その死亡地が**

配偶者が第三十八條第一項第一号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとのみなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

二 配偶者が第三十八條第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとのみなして前項第一号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

第三十條第三項の規定は、第三條第二項第五号の規定に該当する場合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

二、三十條第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額
二、職員が赴任中に死亡した場合には、当該職員の本邦における所屬庁所在地を新在勤地とみなして第三十條第一項第二号の規定に準じて計算した旅費の額
定に準じて計算した旅費の額
外国在勤の職員の配偶者が第三條第二項第七号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第一項の規定にかかるわらず、左の各号に規定

（在勤地以外の同一地域内旅行の旅費）
第四十三條 第二十九條第一項第二号及び第三号並びに第二項の規定は、外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について准用する。この場合において、同條第一項第一号中「第十六條、第七條又は第十九條」とあるのは、「第三十一條、第三十三條又は第三十四條第二項」と読み替えるものとする。
（退職者等の旅費）
第四十四條 第三條第一項第四号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。
一 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合は、左に規定する旅費は、左に規定する旅費
イ 退職等の日の翌日から退職

(春節期の旅費)
第四十二條 第二十七條 (日額旅費
及び移動料に關する部分を除く。)
の規定は、外國の在勤地内における
旅行の旅費について準用する。
この場合において、同條第一号及び
び第一号中「別表第一」とあるのは、
「別表第二」と、同條第三号中「第
二十八條第一項各号の一」とある
のは、「第四十三條において準用す
る第二十八條第一項第一号又は第二
号の規定」と読み替えるものと
する。

三 出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

イ 外国在勤の職員が本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、左に規定する旅費

イ 退職等の日の翌日から退職等を知つた日までの出張地の存する地域の区分に応じた第二十條第一項及び第二十一條第一項の規定による前略額相当の日當及び宿泊料

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出張地を出発し当該退職等に伴う旅行をし

分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。但し、日当については三十日分、宿泊料については三十夜分をこえることができない。

(1) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から旧所属局所在地までの前職務相当の旅費(着後手当を除く。)

一 職員が外国の出張地において、退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、且つ、日報費、日当料金によ

(一) かく退職等を知つた日の翌日までの出張地の存する地域の区分に応じた第三十五條第一項又は第二十條第一項及び二十一條第一項の規定によつては十五日分、宿泊料については十五夜分をこえることができない。

(二) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費（支度料を除く。）

(三) 旧在勤地に到着した日の翌日から二月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合

イ　外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第一号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ロ　本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

ハ　退職等を知つた日の翌日から一月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰つた場合に限り、イ又はロに規定する旅費の外、左に規定する旅費

等を知つた日までの日在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料退職等を知つた日の翌日から三月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、左に規定する旅費

四 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰つた後當該退職等に伴う旅行をしたときは、左に規定する旅費の外に、ロに規定する旅費とみなして第一号イの規定に準じて計算した日当及び宿泊料。

八 退職等を知つた日の翌日から一月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰つた場合に限り、イ又はロに規定する旅費の外、左に規定する旅費。

(+) 退職等を知つた日の翌日からその出发の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第三十五條第一項又は第二十條第一項及び二十一條第一項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料。但し、日当について十五日分、宿泊料については十五夜分をこえることができない。

(+) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費(支度料を除く。)

(+) 旧在勤地に到着した日翌日から二月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合

に限り、旧在勤地に到着し

た日を退職等を知つた日と

みなして第一号ロの規定に

準じて計算した旅費

五 外国在勤の職員が第二号又は

第三号の規定に該当する場合に

おいて、家財又は扶養親族を旧

在勤地から本邦に移転する必要

があるときは、当該各号に規定

する旅費の外、旧在勤地から旧

所屬庁所在地までの前職務相当

の移転料及び扶養親族移転料

(着後手當に相当する部分を除

く。)

2 各府の長は、天災その他やむを

得ない事情がある場合には、前項

第一号ロ、第三号ロ又は第四号ハ

に規定する期間を延長することができ

る。

3 第一項第二号から第四号までの

規定に該当する場合を除く外、職

員が外国旅行の途中において退職

等となつた場合において第三條第

二項第四号の規定により支給する

旅費は、前二項の規定に準じ大蔵

省令で定める。

(遺族の旅費)

第四十五條 第三條第二項第六号の

規定により支給する旅費は、職員

の旧在勤地から旧所屬庁所在地ま

での前職務相当の移転料及び扶養

親族移転料(着後手當に相当する

部分を除く。)並びに旧所屬庁所

在地を居住地とみなして第三十條

第四項の規定に準じて計算した旅

費とする。

第四章 雜則

(旅費の調整)

第四十六條 各府の長は、旅行者が

公用の交通機関、宿泊施設等を利

用して旅行した場合その他この法

律又は旅費に関する他の法律の規

定による旅費を支給した場合には

不适当に旅費をこえて旅費を

支給することとなる場合において

は、その差額をこととなる

部分の旅費について、旅費の全部

反対は一部を支給しないことができる。

2 各府の長は、前項の規定の統一

ある適用を図るために、大蔵大臣

に協議して同項の規定を適用する

場合に関する部内の統一的な基準

を作成するものとし、各府の長が

こととする場合には、当該基準によ

るものとする。

(旅費の特例)

第四十七條 各府の長は、職員につ

いて労働基準法(昭和二十二年法

律第四十九号)第十五條第三項若

しくは第六十八條又は船員法(昭

和二十二年法律第百号)第四十七

和二十五年五月一日以後出発する

旅行から適用し、附則第八項及び

第九項の規定は、昭和二十四年度

以後に出張又は赴任を命ぜられた

者の旅行から適用する。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

内国旅費規則(昭和十八年勅令第

六百八十四号)

外國旅費規則(大正十年勅令第

四百一号)

用に満たないときは、当該職員に對しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 各府の長は、國家公務員法第五十九條に規定する條件附採用期間中の職員がその條件附採用期間にその意に反して退職となつた場合において、退職の通達を受けた日から十四日以内に出发して帰住するときは、第三十條第四項の規定に準じて計算した前職務相当の旅費を支給するものとする。

3 別表第三に掲げる者に支給する車賃、日当、食事料、宿泊料、移

転料、支度料及び死亡手当の定額は、当分の間、本則の規定にかかる

わらず、別表第一及び第二の定額に別表第三の割増率を乗じて計算

した額による。

4 別表第三に掲げる者に支給する車賃、日当、食事料、宿泊料、移

転料、支度料及び死亡手当の定額は、当分の間、本則の規定にかかる

旅費は、当分の間、その出張又は赴任を命ぜられた日の属する会

計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

5 外國旅行については、入出国税、旅行券の査証手数料、外貨の買入手数料、携帶荷物の運賃等旅行に伴う附隨的費用及び旅行中の予測しがたい費用に充てるため、当分の間、第六條に規定する旅費の外、大蔵大臣の定める基準に従い、七万五千六百円の範囲内の金額を旅費として支給する。

6 前項の規定による旅費を支給することができる間は、当該旅費の額の三分の一に相当する額を、第三十八條第一項第一号又は第二号三十八條第一項第一号又は第二号に規定する扶養親族移転料の額に加算する。

7 外國旅行については、特別の調査、通訳の雇用、事務の依頼等公務上の必要に因り特に支出を必要とする特別の費用に充てるため、当分の間、第六條及び前二項の規定による旅費の外、旅行日数一日に定による旅費の外、旅行日数一日について千八十円の割合で計算した金額の範囲内で各府の長が大臣に協議して定める金額を、旅費として支給することができる。

8 本邦から外國に出張又は赴任を命ぜられた者が、二会計年度にわたりて外國旅行をする場合における旅費は、当分の間、その出張又は赴任を命ぜられた日の属する会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

9 前項の規定により支出した旅費の精算に因つて生ずる返納金又は追給金は、その精算を行つた日の属する会計年度の歳入又は歳出とする。

10 国会閉会中において、外國為替相場の変動、物価の改訂等の事由に因り緊急に旅費の定額を改訂する必要を生じたときは、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、政令をもつて臨時に旅費の定額を改訂することができる。

11 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の应急措置に関する法律(昭和二十二年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

本則第一項中「労働基準法(同法第二十條及び第二十一條を除く。)又は船員法(同法第四十六條を除く。)」を「労働基準法(同法第十五條第三項、第二十條、第二十一條及び第六十八條の規定を除く。)又は船員法(同法第四十六條から第四十八條までの規定を除く。)」に改める。

3 昭和二十五年三月三十一日以前の旅行については、附則第八項及び第九項に規定する事項を除く外、なお從前の例による。

4 別表第三に掲げる者に支給する車賃、日当、食事料、宿泊料、移転料、支度料及び死亡手当の定額は、当分の間、本則の規定にかかる旅費は、当分の間、その出張又は赴任を命ぜられた日の属する会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

5 本邦から外國に出張又は赴任を命ぜられた者が、二会計年度にわたりて外國旅行をする場合における旅費は、当分の間、その出張又は赴任を命ぜられた日の属する会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

6 本邦から外國に出張又は赴任を命ぜられた者が、二会計年度にわたりて外國旅行をする場合における旅費は、当分の間、その出張又は赴任を命ぜられた日の属する会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

別表第一 内国旅行の旅費

| | | |
|--------------------------|---------|---------|
| 車 貨(一キロメートルにつき) | | 三日 |
| 日 当(一日につき) | 一六〇円 | 八〇〇円 |
| 宿泊料(一夜につき) | 六四〇円 | 一六〇円 |
| 食卓料(一夜につき) | 一六〇円 | 八〇〇円 |
| 移転料 | | |
| 鐵道百キロメートル未満 | 八、〇〇〇円 | 三、七八〇円 |
| 鐵道百キロメートル以上五百キロメートル未満 | 一〇、五〇〇円 | 一一、七〇〇円 |
| 鐵道五百キロメートル以上千キロメートル未満 | 一四、五〇〇円 | 一、一六〇円 |
| 鐵道千キロメートル以上千五百キロメートル未満 | 一九、〇〇〇円 | 九〇〇円 |
| 鉄道一千五百キロメートル以上二千キロメートル未満 | 二三、〇〇〇円 | 一一、七〇〇円 |
| 鐵道二千キロメートル以上 | 二九、五〇〇円 | 一一、一六〇円 |

備考

- 一 宿泊料の項中甲地方とは一般職の職員の給與に関する法律第十二條の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 二 移転料の項の適用については、水路一千キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一千キロメートルとみなす。

別表第二 外国旅行の旅費

| | | |
|------------|------------|------------|
| 地 域 区 分 | 日 当(一日につき) | 宿泊料(一夜につき) |
| アメリカ合衆国 | 九〇〇円 | 二、七〇〇円 |
| アルゼンチン国 | 七二〇円 | 一一、一六〇円 |
| ブラジル国 | 九〇〇円 | 一、七〇〇円 |
| グレート・ブリテン国 | 九〇〇円 | 二、七〇〇円 |
| フランス国 | 九〇〇円 | 二、七〇〇円 |
| スイス国 | 九〇〇円 | 二、七〇〇円 |
| イタリア国 | 九〇〇円 | 二、七〇〇円 |
| インド国 | 九〇〇円 | 二、七〇〇円 |

備考

船舶又は航空機による旅行(地域区分の欄に掲げる一の地域内における旅行を除く。)の場合における日当の額は、一日につき九〇〇円とする。

二 食卓料、移転料、支度料及び死亡手当

| セイロン国 | 九〇〇円 | 二、七〇〇円 |
|---------------------|--------|---------|
| ビルマ国 | 九〇〇円 | 二、七〇〇円 |
| タイ国 | 七一〇円 | 一一、一六〇円 |
| マレー | 九〇〇円 | 一一、七〇〇円 |
| 印度支那 | 九〇〇円 | 一一、七〇〇円 |
| インドネシア国 | 七一〇円 | 一一、一六〇円 |
| フィリッピン国 | 一、二六〇円 | 三、七八〇円 |
| 香港 | 九〇〇円 | 一一、七〇〇円 |
| 中華民国 | 九〇〇円 | 一一、一六〇円 |
| 台灣 | 七二〇円 | 一一、一六〇円 |
| 朝鮮 | 五四〇円 | 一一、一六〇円 |
| その他の地域 | 同 上 | 一一、一六〇円 |
| 前各項に準じ大蔵大臣 の定める額 | | |

内国旅行の旅費は、日当、宿泊料、食卓料を從来に比し三割程度引上げを行ふこととし、外国旅行の旅費は、連合國軍最高司令部職員の旅費定額等を参考として全面的に定額の改正を行ふことをしております。第四に、旅費定額が旅費実費を越える場合におきまする所要の調整、労働標準法の規定による帰郷旅費との関係について所要の規定を設けております。

以上が、この法案の提出になりますが、この法案は、四月十一日、本委員会に付託されまして、翌十二日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、十三日、各委員より、旅費定額改訂の根拠及び予算との関係等について熱心なる質疑が行われましたが、その詳細については速記録に譲りたいと存じます。

次いで、十四日討論に入りましたところ、田島委員は日本共産党を代表して、下級公務員に対する引上率が少い等の理由をあげて反対の意を表せられ、前尾委員は自由党を代表して、実際に即した改訂である旨を述べて賛成の意を表せられ、宮腰委員は民主党を代表して、さらに一層の改善を希望して賛成の意を表せられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

〔議長退席、副議長席〕

○副議長(若本信行君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(若本信行君) 起立多數。よ

つて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

○山本猛夫君 日程第九は延期されんことを望みます。

○副議長(若本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(若本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程第九は延期するに決しました。

(帰化)

第三條 日本国民でない者は(以下「外国人」という。)は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができない。第四條 法務総裁は、左の條件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

2 帰化をするには、法務総裁の許可を得なければならない。

第五條 法務総裁は、左の條件を備えた者(以下「外国人」といふ。)が、二十歳以上で本国法によつて能効力を有すること。

三 独立の生計を當むに足りる資産又は技能があること。

四 素行が善良であること。

五 国籍を有せず、又は日本の国籍によってその国籍を失うべきこと。

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

第七條 日本に特別の功勞のある外国人については、法務総裁は、第四條の規定にかかわらず、国会の承認を得て、その帰化を許可することができる。

第八條 日本国民は、自己の志願によりて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

第九條 外国で生れたことによつてその国の国籍を取得した日本国民は、戸籍法(昭和二十三年法律第一百二十四号)の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのばつて日本の国籍を失う。

第十條 外国の国籍を有する日本人は、日本の国籍を離脱することができる。

2 国籍を離脱するには、法務総裁

(妻父母を除く。)が日本で生れたもの。

四 引き続き十年以上日本に居所を有する者。

第五條 左の各号の一に該当する者の者が第四條第一号、第二号及び第四号の條件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第六條 法務総裁は、前項の規定の日から効力を生ずる。受理したときは、官報にその旨を告示しなければならない。

第七條 帰化又は国籍の離脱は、前項の告示の日から施行する。

第八條 前二條に定めるものの除外、帰化及び国籍の離脱に関する手続は、法務総裁が定める。

第九條 法務総裁は、昭和二十五年七月一日から施行する。

第十條 戸籍法(明治三十一年法律第六十六号)は、廃止する。

第十一條 前二條に定めるものの除外、帰化及び国籍の離脱の届出は、帰化又は国籍の離脱をしょらうとする者が十五歳未満であるときは、法定代理人が代つてする。

第十二條 法務総裁は、帰化を許可したとき、又は国籍離脱の届出を受領したときは、官報にその旨を告示しなければならない。

第十三條 前二條に定めるものの除外、帰化及び国籍の離脱に関する手続は、法務総裁が定める。

第十四條 帰化又は国籍回復の許可是、この法律の規定によつてした。

第十五條 一 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2 戸籍法(明治三十一年法律第六十六号)は、廃止する。

3 この法律の施行前從前の戸籍法の規定によつてした帰化の許可の申請又は国籍回復の許可是、この法律の規定によつてした。

4 この法律の施行前從前の戸籍法の規定によつてした戸籍離脱の許可の申請は、この法律の規定によつてした戸籍離脱の届出とみなす。

5 この法律の施行前日本に帰化した者の子で從前の戸籍法第十五條第一項の規定によつて日本の国籍を取得したものは、第六條第四号の規定の適用については、日本に帰化した者とみなす。この法律の施行前日本国民の養子又は人夫となつた者、また、同様である。

第六條 1 以上の日本に住所又は居所を有するもの。

2 以上日本に住所又は居所を有するもの。

3 父が知れない場合又は国籍を有しない場合において、母が日本国民であるとき。

4 日本で生れた場合において、父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

5 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

6 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

7 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

8 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

9 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

10 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

11 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

12 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

13 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

14 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

15 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

16 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

17 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

18 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

19 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

20 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

21 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

22 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

23 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

24 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

25 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

26 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

27 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

28 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

29 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

30 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

31 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

32 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

33 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

34 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

35 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

36 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

37 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

38 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

39 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

40 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

41 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

42 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

43 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

44 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

45 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

46 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

47 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

48 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

49 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

50 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

51 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

52 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

53 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

54 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

55 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

56 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

57 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

58 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

59 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

60 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

61 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

62 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

63 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

64 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

65 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

66 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

67 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

68 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

69 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

70 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

71 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

72 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

73 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

74 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

75 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

76 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

77 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

78 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

79 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

80 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

81 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

82 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

83 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

84 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

85 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

86 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

87 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

88 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

89 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

90 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

91 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

92 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

93 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

94 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

95 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

96 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

97 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

98 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

99 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

100 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

101 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

102 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

103 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

104 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

105 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

106 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

107 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

108 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

109 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

110 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

111 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

112 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

113 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

114 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

115 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

116 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

117 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

118 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

119 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

120 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

121 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

122 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

123 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

124 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

125 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

126 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

127 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

128 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

129 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

130 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

131 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

132 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

133 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

134 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

135 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

136 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

137 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

138 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

139 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

140 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

141 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

142 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

143 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

144 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

145 父がともに知れないとき、又はその父若しくは母がともに知れないとき。

国籍法案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案

国籍法の施行に伴う戸籍法の一
部を改正する等の法律

戸籍法(昭和二十一年法律
第一百二十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第一百二條から第六條までを次
のように改める。

第一百二條 婚化の届出は、告示の
日から十日以内にこれをしなけ
ればならない。

届書には、左の事項を記載し
なければならない。

一 婚化をした者の原国籍

二 告示の年月日

三 配偶者があるときは、その
氏名及び国籍若し、日本の國
籍を有するときは、本籍
日本籍を有するときは、本籍

四 父母の氏名及び国籍若し、
日本の國籍を有するときは、
本籍

第五百三條 戸籍喪失の届出は、配
偶者又は四親等内の親族が、そ
の事実を知つた日から一箇月以
内に、国籍喪失を証すべき書面
を添附して、これをしなければ
ならない。

届書には、左の事項を記載し
なければならない。

一 婚化をした者の原国籍

二 告示の年月日

三 配偶者があるときは、その
氏名及び国籍若し、日本の國
籍を有するときは、本籍
日本籍を有するときは、本籍

四 父母の氏名及び国籍若し、
日本の國籍を有するときは、
本籍

第五百三條 戸籍喪失の届出は、配
偶者又は四親等内の親族が、そ
の事実を知つた日から一箇月以
内に、国籍喪失を証すべき書面
を添附して、これをしなければ
ならない。

届書には、左の事項を記載し
なければならない。

一 国籍喪失の原因及び年月日
二 あらたに国籍を取得したと
きは、その国籍

第三百四條 国籍法第九條の規定に
よつて日本の国籍を留保する意
思を表示しようとするとときは、
第五十二条第一項又は第二項に
規定する出生届出義務者は、出
生の日から十四日以内に、出生
の届出とともにその旨を届け出

第一條 戸籍法(昭和二十一年法律
第一百二十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

〔最終号の附録に掲載〕

〔田嶋好文君登壇〕

○田嶋好文君 大いに議題となりま
した国籍法案及び国籍法の施行に伴う

なければならない。

天災その他前項の出生届出義
務者の責に帰することのできよ
い事由によって同項の期間内に
届出をすことができないとき

は、その期間は、届出をするこ
とができるに至つた時からこれ
を起算する。

第五百五條 官庁又は公署がその職
務上国籍を喪失した者があるこ
とを知つたときは、遅滞なく本
籍地の市町村長に、国籍喪失を
証すべき書面を添附して、国籍
喪失の報告をしなければならな
い。

報告書には、第一百三條第二項
に掲げる事項を記載しなければ
ならない。

一 婚化をした者の原国籍

二 告示の年月日

三 配偶者があるときは、その
氏名及び国籍若し、日本の國
籍を有するときは、本籍
日本籍を有するときは、本籍

四 父母の氏名及び国籍若し、
日本の國籍を有するときは、
本籍

第五百三條 戸籍喪失の届出は、配
偶者又は四親等内の親族が、そ
の事実を知つた日から一箇月以
内に、国籍喪失を証すべき書面
を添附して、これをしなければ
ならない。

届書には、左の事項を記載し
なければならない。

一 婚化をした者の原国籍

二 告示の年月日

三 配偶者があるときは、その
氏名及び国籍若し、日本の國
籍を有するときは、本籍
日本籍を有するときは、本籍

四 父母の氏名及び国籍若し、
日本の國籍を有するときは、
本籍

第五百三條 戸籍喪失の届出は、配
偶者又は四親等内の親族が、そ
の事実を知つた日から一箇月以
内に、国籍喪失を証すべき書面
を添附して、これをしなければ
ならない。

届書には、左の事項を記載し
なければならない。

一 婚化をした者の原国籍

二 告示の年月日

三 配偶者があるときは、その
氏名及び国籍若し、日本の國
籍を有するときは、本籍
日本籍を有するときは、本籍

四 父母の氏名及び国籍若し、
日本の國籍を有するときは、
本籍

第五百三條 戸籍喪失の届出は、配
偶者又は四親等内の親族が、そ
の事実を知つた日から一箇月以
内に、国籍喪失を証すべき書面
を添附して、これをしなければ
ならない。

届書には、左の事項を記載し
なければならない。

一 国籍喪失の原因及び年月日
二 あらたに国籍を取得したと
きは、その国籍

第三百四條 国籍法第九條の規定に
よつて日本の国籍を留保する意
思を表示しようとするとときは、
第五十二条第一項又は第二項に
規定する出生届出義務者は、出
生の日から十四日以内に、出生
の届出とともにその旨を届け出

第一條 戸籍法(昭和二十一年法律
第一百二十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

〔最終号の附録に掲載〕

〔田嶋好文君登壇〕

○田嶋好文君 大いに議題となりま
した国籍法案及び国籍法の施行に伴う

戸籍法の一部を改正する等の法律案に
つきまして、その要旨及び委員会にお
ける審議の経過並びに結果の概要を御
報告申し上げます。

まず、国籍法案について申し上げま
す。

現行戸籍法は明治三十二年の制定で
あります。それでこの法案を提出したわけ
ではありません。この国籍法案と現行法と
異なる点を説明すると次の通りであります。

第一に、現行法では国籍を離脱する
ことができる場合を狭く限定し、かつ
国籍の離脱について法務総裁の許可を
必要とする場合がありますが、これは
国籍離脱の自由を保障した憲法の規定
に抵触しますので、この法案では、外
国の国籍を有する日本国民はすべて法
務総裁に届け出ることによって自由に
日本国籍を離脱できることになります。

第二に、現行法では民法の家の制度
に立脚する規定がありますので、これ
らの規定を全部廃止しました。

第三に、現行法は、妻は夫の国籍に
従うという原則及び子は父または母の
国籍に従うという原則を採用していま
す。しかし、これらの原則は憲法第一
十四条の精神と合致しませんので、こ
の法案におきましては、妻に夫からの
地位の独立を認め、また子について
も、出生によって国籍を取得する場合
を除いて、子に父母からの地位の独立
を認めるにいたしましたのであります。

第四に、現行法では帰化人等に対し
ては國務大臣などの官職につく資格を
制限していますが、これは法の前に平
等であるという憲法の精神に反します

ので、この制限を撤廃いたしました。

その他二重国籍の発生の防止や帰化
の審議の経過並びに結果の概要とはなら
ぬからであります。

委員会においては、四月四日提案理
由の説明を聞き、この法案は憲法施行
に伴う当然の改正であることを了承
あつて、その中には新憲法及び民法の
趣旨に沿わない規定も含まれております
ので、これを改める必要が多々あり
ます。

現行戸籍法は明治三十二年の制定で
あります。それでこの法案を提出したわけ
ではありません。この国籍法案と現行法と
異なる点を説明すると次の通りであります。

第一に、現行法では国籍を離脱する
ことができる場合を狭く限定し、かつ
国籍の離脱について法務総裁の許可を
必要とする場合がありますが、これは
国籍離脱の自由を保障した憲法の規定
に抵触しますので、この法案では、外
国の国籍を有する日本国民はすべて法
務総裁に届け出ることによって自由に
日本国籍を離脱できることになります。

第二に、現行法では民法の家の制度
に立脚する規定がありますので、これ
らの規定を全部廃止しました。

第三に、現行法は、妻は夫の国籍に
従うという原則及び子は父または母の
国籍に従うという原則を採用していま
す。しかし、これらの原則は憲法第一
十四条の精神と合致しませんので、こ
の法案におきましては、妻に夫からの
地位の独立を認め、また子について
も、出生によって国籍を取得する場合
を除いて、子に父母からの地位の独立
を認めるにいたしましたのであります。

第四に、現行法では帰化人等に対し
ては國務大臣などの官職につく資格を
制限していますが、これは法の前に平
等であるという憲法の精神に反します

たしました。これは入夫婚姻は現在廢
止されていますし、新国籍法では、養
子縁組は日本国籍取得の原因とはなら
ぬからであります。

委員会においては、この法案は
国籍法の施行に伴い当然に戸籍法の條
文を整理したにすぎぬものであります
から、質疑もなく、四月十二日、討論
を省略し採決に入りました。その結果
は、全会一致で政府原案通り可決した
次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 両案を一括し
て採決いたします。両案は委員長報告
の通り決するに御異議ありませんか。

(異議なし)と呼べばあります。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて両案は委員長報告の
通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 日程第十二、
改正する法律案(内閣提出、參
議院送付)

○副議長(岩本信行君) 電信電話料金法の一部を
改正する法律案(内閣提出、參
議院送付)

同表、同類、第二 市外専用電話料、一 市外線専用料、二 短期専用の場合の(2)、(3)及び(4)を次のように改める。

(2) 官庁等専用(警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供するものに限る。)並びに新聞社、通信社及び日本放送協会の専用

(3) 時間専用

専用時間に応じ専用区間の普通通話料の二倍

この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。

法律案 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月一日 参議院議長 佐藤 尚武

電信電話料金法の一部を改正する法律案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月一日

参議院議長 佐藤 尚武

電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

衆議院議長 鎌原 壱重郎殿

電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

「最終号の附録に掲載」

○高塙三郎君登壇 ○高塙三郎君登壇

した電信電話料金法の一部を改正する法律案につきまして、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の目的は、電信電話料金のうち、警察事務、消防事務、刑事訴訟事務及び日本国有鉄道の鉄道事業の用に供する市外専用電話の市外線専用料を改正しようとするものであります。これが改正の対象となる専用電話のうち大部分を占めるものは、先般第

六国会を通過いたしました警察用電話等の処理に関する法律により警察側より電気通信省に移管せられました警察用電話であります。しかるに、この警察事務の用に供する市外専用電話の市

ます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 「賛成者起立」の通り可決いたしました。(拍手)

○西議長(岩本信行君) 起立多數。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

2 前項の場合において、質屋は、自ら管理しない場合においては、その営業所を設けるときは、その営業所の管理者を定めなければならぬ。〔許可の基準〕

第三條 公安委員会は、第一條第一項の規定による許可を受けようとする場合においては、許可をしてはならない。

一 禁じ以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることのなくなった後、三年を経過しない者

二 許可の申請前三年以内に、第五條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられた者の情状が質屋として不適当な者

三 住居の定まらない者

四 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が質屋の相続人であつて、その法定代理人人が前各号の一又は第六号に該当しない場合を除くものとす

る。

五 破産者で復権を得ないもの

六 第二十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

七 同居の親族のうちに前号に該当する者又は営業の停止を受けている者のある者

八 第一号から第六号までの一に該当する管理者を置く者

九 法人である場合は、その業務を行ふ役員のうちに第一号から第六号までの一に該当する者がある者

10 第七條第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては、その基準に適合する質物の保管設備を有しない者

11 第七條第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては、その基準に適合する質物の保管設備を有しない者

12 第七條第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては、その基準に適合する質物の保管設備を有しない者

13 第七條第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては、その基準に適合する質物の保管設備を有しない者

14 第七條第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては、その基準に適合する質物の保管設備を有しない者

15 第七條第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合においては、その基準に適合する質物の保管設備を有しない者

(保管設備)

第七條 公安委員会は、火災、盜難等の予防のため必要があると認めるときは、質屋の設けるべき質物の保管設備について、一定の基準を定めることができる。

2 公安委員会は、前項の基準を定めた場合は、一定の公告式により、これを告示するものとする。

3 第一項の規定により、公安委員会が質物の保管設備について基準を定めた場合には、質屋は、当該基準に従い質物の保管設備を設けなければならぬ。

4 許可証は、第一條第一項の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。

2 前項の許可証は、命令で定める手続により、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければ、その効力を失う。

3 許可証の様式及びその書換、再交付等について必要な事項は、命令で定める。

4 第一項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は盗み取られたときは、命令で定める手続により、直ちに管轄公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(許可証の返納)

第九條 前條の規定により許可証の交付を受けた者は、左の各号の一に該当するに至つた場合においては、命令で定める手続により、十日以内に当該許可証を管轄公安委員会に返納しなければならない。第一許可証の有効期間が満了したとき。

二 廃棄したとき。

(三)

許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき。

四 許可を取り消されたとき。

2 質屋が死亡した場合において、

第四條第三項の規定により死亡の届出をする同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定により、許可証を返納しなければならない。

3 法人が合併以外の事由に因り解散し、又は合併に因り消滅したときは、合併以外の事由に因る解散の場合にはあつては清算人又は破産管財人、合併の場合にあつては清算した法人の役員であつた者は、

第一項の規定により、許可証を返納しなければならない。

2 前項の許可証は、命令で定める手続により、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければ、その効力を失う。

3 許可証の様式及びその書換、再交付等について必要な事項は、命令で定める。

4 第一項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は盗み取られたときは、命令で定める手続により、直ちに管轄公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(手数料)

第十一條 都道府県公安局委員会から第八條の規定により許可証の交付を受け、又は許可証の更新若しくは再交付を受けようとする者は、命令で定めるところにより、それぞれ、許可手数料、更新手数料又は再交付手数料を国庫に納めなければならない。

(手数料)

五 前條の規定により行つた確認の方法

六 質物返還又は流質物処分の年月日

七 流質物の品目及び数量

八 流質物処分の相手方の住所及び氏名

九 質屋の住所、氏名、職業、年令及び特徴

10 質屋の手数料の額、千円以下

11 質屋の範囲内において、命令で定められたる。

3 市町村又は都が、市町村公安局委員会又は特別区公安局委員会の行う事務について、手数料を徴収する場合においては、その額は、千円をこえることができない。

(営業の制限)

第十二條 質屋は、その営業所又は質置主の住所若しくは居所以外の場所において物品を質に取つてはならない。

2 賃料及び通帳の様式並びにこれに記載すべき事項は、命令で定めらる。

3 質屋は、物品を質に取つたときは、命令で定める方

法により、質置主の住所、氏名、職業及び年令を確認しなければならない。不正品の疑がある場合には、直ちに警察官又は警察吏員にその旨を申告しなければならない。

4 前各号に掲げるものの外、質契約の内容となるべき事項

2 前項第三号の流質期限は、質契約成立の日から三月未満の期間で定めはならない。

2 利息計算の方法

3 流質期限

2 前項第三号の流質期限は、質契約成立の日から三月未満の期間で定めはならない。

(質受証)

第十六條 質屋は、質契約をしたときは、質札又は通帳を質置主に交付しなければならない。

2 賃料及び通帳の様式並びにこれに記載すべき事項は、命令で定めらる。

3 質屋は、質契約をしたときは、質札又は通帳を質置主に交付しなければならない。

4 前各号に掲げるものの外、質契約の内容となるべき事項

2 利率

2 利息計算の方法

3 流質期限

2 前項第三号の流質期限は、質契約成立の日から三月未満の期間で定めはならない。

(流質物の取得及び処分)

第十九條 質屋は、流質期限を経過した時において、その質物の所有権を取得する。但し、質屋は、当該流質物を処分するまでは、質置主が元金及び流質期限までの利子並びに流質期限経過の時に質契約を更新したとすれば支拂うことを要する利子に相当する金額を支拂つたときは、これを返還するよう努めるものとする。

2 質屋は、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第五十五条第二項の規定にかかるらず、同法第一項の規定にかかるらず、流質物の売却をすることができる。

3 質物が滅失した場合等の措置

2 質屋は、災害その他の事由により、質物が滅失し、若しくは損傷を受けようとする場合は、直ちに質屋は、運送なく、当該質物を返却することができる。

2 質屋は、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第五十五条第二項の規定にかかるらず、流質物の売却をすることができる。

2 質屋は、災害その他の事由により、質物が滅失し、若しくは損傷を受けようとする場合は、直ちに質屋は、運送なく、当該質物を返却することができる。

記載し、その日から六月間これを

(許可の取消又は停止)
第二十五條 公安委員会は、左の各

人その他の従業者がこの法律又

その代理人、使用人、その他の従

きは、清算人又は破産管財人

3 質屋は、品触を受けた日にその物を質物若しくは流質物として所持していたとき、又は前項の期間内に品触に相当する質物を受け取ったときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

第二十二條 質屋が質物又は流質物として所持する物品が、盜品又は

号の一に該当する場合において必要があると認めるときは、質屋の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて質屋業の停止を命ずることがある。

一 質屋が他の法令に違反して、禁り以上の刑に処せられたとき、又は罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当なあ。

た場合においては、質屋（質屋が無能力者である場合においては、その法定代理人）がその代理人又は使用人その他の従業者のした当該違反行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合には、この限りでない。質屋が正当の理由がないと許可証の更新を受けないと

2 へ命令に違反したことを認めたときは、連絡なく、その事実を当該
公安委員会に通知しなければならない。

公安委員会は、質屋の許可を取り消し、又は営業の停止をした場合において、当該質屋が他の公安委員会の管轄区域内に営業所を有するときは、直ちにその旨を当該公安委員会に通知しなければならぬ。

併に因り消滅したときは、合併後存続する法人又は合併に因り設立した法人

第十四條、第十五條、第十八條から第二十四條までの規定の適用については、第一項の者及び前項各号に掲げる者は、質屋とみなす。

第一項（第二項においてて適用する場合を含む。）又は第三項に

遺失物であつた場合においては、その質屋が当該物品を同種の物を取り扱う業者から善意で質に取つた場合においても、被書者又は遺失主は、質屋に対し、これを無償で回復することを求めることができる。但し、讼難又は遺失のときから一年を経過した後においては、この限りでない。

二 質屋が第三條第一項第三号、第五号若しくは第八号に該当したとき、又は質屋が法人である場合においてその業務を行ふ役員のうち第三條第一項第一号若しくは第三号から第六号までの一に該当した者若しくは許可の取消若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に第五條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者若しくは前記に処せられた者若しくは前記に

2 一以上の営業所を有する質屋
が、一の営業所につき、前項の規定により質屋の許可を取り消され、又は質屋営業を停止された場合においては、他の営業所についても、その所在地を管轄する公安委員会は、情状により、その質屋の許可を取り消し、又は営業を停止することができる。この場合においでは、前者の所在地が該当公

(質置主の保護)

第二十八條 賃屋が廃業し、又は質屋の許可を取り消された場合においては、質屋であつた者は、廃業又は許可の取消を受けた日以前に成立した質契約については、当該質契約の内容に従い、貸付金の回収、質物の返還その他当該質契約を終了させるため必要な行為をしなければならない。

規定する行為は、管轄公安委員会の承認を受けた場合を除くの外、旧営業所においてしなければならない。
6 公安委員会は、第二項第一号又は前項の場合において、質置主の保護のため必要があると認めるときは、承認を與えないことができる。

として所持する物品について、
ぞう物又は遺失物であると疑うに
足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該質屋に
対し、三十日以内の期間を定め
て、その物品の保管を命ぜること

の取扱若しくは営業の停止をして置くべきとするとき以前三年以内に他の法令に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当な者があるに至つたと

安委員会の管轄に属すると否とを
問わない。

2 前項の規定は、質屋が営業の停止を受けた場合について準用する。
3 質屋が左の各号の一に該当するに至つた場合においては、当該各号に該当する者は、当該各号に該当する。

第三十二条 第五条若しくは第六条の規定を受けた者は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)により訴を提起することができる。

ができる。
(立入及び調査)
第二十四條　警察官又は警察吏員

三 質屋の法定代理人が第三條第一項第一号、第三号若しくは第六号に該当し、若しくは該当す

業者又はその代理人の出頭を求めて、駁明及び証拠の提出の機会を與えるため、公開による聽聞を行

事由の発生した日以前に成立した質契約について、当該質契約の内容に従い、貸付金の回収、質物

規定に違反し、又は第二十五條の規定による処分に違反した者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下

は、必要があると認めるときは、
營業時間中において、質屋の營業
所及び質物の保管場所に立ち入り、
質物及び第十四條の規定によ
る帳簿を検査し、又は關係者に質
問することができる。

前項の場合においては、警察官
又は警察吏員は、その身分を証明
する証票を携帶し、關係者に、こ
れを呈示しなければならない。

るに至つたとき又は許可の取消若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられその情状が質屋として不適当など。

わなければならぬ。
2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする事由並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通告し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。
(公安委員会の通知)
第二十七條 公安委員会は、他の公安委員会の許可を有する質屋又は

の返還その他該質契約を終了させるため必要な行為をしなければならない。

二 死亡した場合においては、その相続人のうち当該質屋の営業所ごとに管轄公安委員会の承認を受けたもの又は相続財産管理人

併以外の事由に因り解散したと

下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第三十一條 第十二條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十三條の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれ併科する。

第三十三條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四條第二項若しくは第三項、第八條第四項、第九條、第十條、第十五條第二項、第十七條第一項、第二項若しくは第三項、第十八條第一項又は第二十一項、第十九條第二項において準用する場合を含む。）、第三項若しくは第五項の規定に違反した者

二 第二十四條第一項の規定による警察官又は警察吏員の立入又は質物若しくは帳簿の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第三十五条過失により第二十一條第三項の規定に違反した者は、拘束又は科料に処する。

四 第三十九条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十條から第三十三條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。但し、人（人が無能力者である場合においては、その法定代理人）がその代理人又は使用者その他従業者のした当該違反行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

附 則
1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。
2 賃屋取締法（明治二十八年法律

第十四号）及び賃屋取締法細則（明治二十八年内務省令第九号）は、廃止する。

3 この法律施行の際、賃屋取締法の規定により免許若しくは許可を受け、又は営業の禁止若しくは停止を受けている者は、それぞれ受け、又は営業の取消若しくは営業の停止を受けた者とみなす。

4 前項の規定により許可を受けた者とみなされた者は、この法律施行後三月以内に第八條第一項の規定による許可証の交付を申請しなければならない。当該期間内に許可証の交付を申請しない場合においては、その許可は、当該期間経過の時において、取り消されたものとみなす。

5 第三條第一項第二号の規定の適用については、賃屋取締法第一條の規定に違反した者は、第五條の規定に違反した者とみなす。

6 この法律施行前に成立した賃約については、質屋取締法及び質屋取締法細則の規定は、この法律施行後ににおいて、なおその効力を有する。

7 この法律施行前にした賃屋取締法に違反する行為及び前項の規定に規定する行為に付する罰則の適用については、なお前例によること。

8 公益賃屋法（昭和二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
公益賃屋ハ賃屋期限ヲ経過シタルキハ其ノ質物ヲ処分スルコトヲ得

第十五條第一項を次のよう改める。

質屋営業法第十二條乃至第十四條、第十六條、第十七條第一項、第三項及第四項、第十八條、並第二十條乃至第二十四條ノ規定ハ公益賃屋ニ之ヲ準用ス

質屋営業法第十九條第二項ノ規定ハ第十一條第三項ノ規定ニ依る流質物ノ処分ニ之ヲ準用ス

同條第二項中「質屋取締法第十一條」を「質屋営業法第十八條第一項」に改め、同條に次の二項を加える。

質屋営業法第二十八條第三項第一号及第四項ノ規定ハ公益法人ノ經營スル公益賃屋ニ之ヲ準用ス。

第十九條各号を次のよう改め

一 第十五條ノ規定ニ依り准用スル質屋営業法第十二條、第十三條前段、第十四條、第十

七條第一項若ハ第三項、第十

八條第二項又ハ第二十一條第一項若ハ第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第十五條ノ規定ニ依リ准用スル質屋営業法第二十四條第一項ノ規定ニ依ル警察官又ハ警察史員ノ立入又ハ質物若ハ帳簿ノ検査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌

避シタルトキ

三 第十五條中「第一條に規定する国家

地方警察」を「第一條又は第一條の二に規定する国家地方警察又は市町村警察」に、「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村長」に改める。

四 第三條中「第一條」の下に「及び第

二條中「前條」を「前一條」に、

「國」を「國又は市町村」に改める。

五 第三條中「第一條」の下に「及び第

二條中「前條」を「前一條」に、

「國」を「國又は市町村」に改める。

六 第三條中「第一條」の下に「及び第

二條中「前條」を「前一條」に、

「國」を「國又は市町村」に改める。

告書
〔最終号の附録に掲載〕

質屋営業法案（内閣提出）に関する報

〔最終号の附録に掲載〕

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律（昭和二十四年法律第七十五号）の一部を次の

第一條の二 前條第一項の規定により改めよう。

第一條の二 前條第一項の規定により改めよう。

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

○野村專太郎君登壇
第一條の二 前條第一項の規定により改めよう。

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

○野村專太郎君登壇
〔最終号の附録に掲載〕

その他本法律案は、業者の保護、質置主の保護、盜犯による被害者の保護等についてそれべく規定を設けておるのであります。

示するということに改める力であるから原案でよからうと思ふとの答弁をいたしております。

第四は、警察当局がやどもすると
営業時間中において営業所及び質物保管場所に立ち入り、検査、質問に藉口として、いわゆる職権を濫用する場合が

御承知のことく、警察法附則第九條には、警察法施行の際またはその施行の後、市町村が新たに警察の責めに任ずることになった場合においては、現実警察用に供する国有及び都道府県所有の財産等のうち、國家地方警察に不必要で、しかも当該市町村警察に必要と いうものは、これを無償で市町村に譲り與するという規定をいたしておりま す。かよくな次第で、右二つの法律によつて警察用財産等の帰属はすでに定

さか條件を付して賛成の意を表したいたいと思つてあります。

本案は、その説明の内容にもありますように、從来明治二十八年に制定されたました質屋取締法案から、民主的取締りという文字を除きましたとして、そして質屋業法案になつておるのであります。従つて、その表題だけはいかにも民主的のように見えたるであつたのですが、提出理由を見ますと、ことく現在激増しつつあるといふ事實にとらわれまして、質物の中には贋物その他が非常に多く流れ込んでおるので、これらを取締るために、あるいは犯罪の予防のためにこの法律を出すことが必要であると書かれておるのであります。従いまして、案の表面はいか

さらに第一の点といたしましては、第七條における公安委員の定める規則において質屋の規格が定められることに相なつておるのでござりますが、現在の公安委員が、はたしてそうちした市条例あるいは國の法律にもひとしいような規則を制定し得るかどうかということは、自治法の解釈から申しましても、いささかの疑義をわれ／＼は持つものであります。それと同時に、地方の公安委員の諸君の手によつて、もしさらの法律にひとしいような基本的條件が定められまする場合に、これが営業を營みまする者の立場から考えて参りまするならば、実際に沿わないような條件がもし制定されまする場合において、その責任の帰属といふものがいずれにありやということをわれ／＼は疑わなければならないのであります。従いまして、この法案の通りにもし運用ざるとするならば、どうかそ

第二は、第十六條に關するものであります。質屋は質契約をしたときは質札または通帳を質置主に交付しなければならないという規定があるが、質置主がこれを受取ることを好まぬ場合にも質屋は違反となるかとの質疑に対して、政府は、かような場合には質屋に何等の責任がないとの答弁をしておりま。

の結果、多數をもつて政府提出原案の通り可決と決定いたした次第であります。す。

第一に、都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のことく、第五回国会において制定された都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律は、一昨年三月警察法が施行せられ、わが国の警察制度が国家地方警察と自治体警察とにわかれた際、警察の用に供されていた都道府県所有的財産等の中では、國家地方警察に必要なものは、都道府県が無償で国に譲渡すること、並びに警察法施行後昭和二十三年六月三十日までに國家地方警察の用に供するため、都道府県が取得した財産等についても同様とする旨を規定しておるのであります。また

○門司亮君　私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されております質屋営業法に對しまして、いかる四月十日、参議院において可決せられ、即日、本委員会に付託となりました。本委員会においては、四月十三日、参議院地方行政委員会岡田理事より提案理由の説明を聽取り、同日及び翌十四日の二日にわたり慎重審議をいたしましたのであります。質疑応答の内容は会議録に譲ることにいたしますが、質疑応答の後、討論を省略し、全会一致をもつて参議院提出原案の通り可決と決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

○副議長(岩本信行君)　討論の通告があります。これを許します。門司亮君。

[門司亮君登壇]

今日、新しい憲法のもとに国民が自由に営業を許されております場合において、この営業を保護するいたしまさうならば、その案の内容も、やはり営業を本位として、これらの営業者たちの犯罪防止に協力し得る建前に置いてこそ初めて民主的の法案であるとわかれは考えるのです。しかるに、協力を得るというよりも、むして取締りに便宜な方法によつてこれの提案がなされたといふこの提案理由にしまして、私どもは、もしこの提案理由そのままの形において行われますから、やともいたしますれば職権の濫用、あるいは正常な営業者あるいは一般の公衆に対して苛酷な、不必要な取締り等が行われる懸念を多分に持つております。従いまして、運用におきましては、当局は十分その点に御留意を願いたいと考えております。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第十四につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか?

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〔賛成者起立〕

まず日程第十三につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ういう点に万遗漏のないうように、当局は十分なる注意を拂つていただきまして、そうして間違いのないようにしていただきたいということを、ここに強く要求いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

不肖野村、社会党の門司委員、民主党の床次委員よりそれゝ各党を代表して賛成の討論があり、共産党的立花委員より反対の討論があり、統いて採決の結果、多數をもつて政府提出原案の通り可決と決定いたした次第であります。

第一に、都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げま

御承知のことく、第五回国会において制定された都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律は、一昨年三月零三条法が施行となり、つゞ

よるな場合に対して國及び市町村相互間における無償譲渡に法律的根拠を設けようとするのが、本法律案の趣旨であります。

本法律案は、參議院地方行政委員会の発議にかかるものでありますて、去る四月十日、參議院において可決せられ、即日、本委員会に付託となりました。本委員会においては、四月十三日、參議院地方行政委員会岡田理事より提案理由の説明を聽取し、同日及び翌十四日の二日にわたり慎重審議をいたしましたのであります。質疑応答の内容は会議録に譲ることにいたしますが、質疑応答の後、討論を経、全会一致

にも民主的にできておりるのであります
が、内容においてはほとんど従来の憲法
縮法を主とした法案であるということことは、見のがせない事実であるのであります。
今日、新しい憲法のもとに国民が自由に営業を許されております場合において、この営業を保護するいたしま
すならば、その案の内容も、やはり本位として、これらの営業者な
犯罪防止に協力し得る建前に置いて、そ初めて民主的の法案であるとわわれは考えるのです。しかるに、協力を得るというよりも、むして

おいて、その責任の帰属というものが、いずれにありやということをわれくは疑わなければならぬのであります。従いまして、この法案の通りにもし運用されるとするならば、どうかそういう点に万遍漏のないよに、当局は十分なる注意を拂つていただきまして、そうして間違ひのないよにしていただきたいということを、ここに強く要求いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。

○副議長（岩本信行君） これにて討論は終局いたしました。

まず日程第十三につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。

一九四一年二月警察法が施行せられ、これが國の警察が國家地方警察と自治体警察とに分かれた際、警察の用に供されたいた都道府県所有の財産等の中で、國家地方警察に必要なものは都道府県が無償で國に譲渡すること、並びに警察法施行後昭和二十三年

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が
あります。これを許します。門司亮
君。

案がなされたといふこの提案理由に對しまして、私どもは、もしこの提案理由によつてそのままの形において行われますならば、ややともいたしますれば職権の濫用、あるいは正常な営業者である一般の公衆に対して苛酷な、不必要な

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

年六月三十日までに国家地方警察の用に供するため都道府県が取扱した財産等についても同様とする旨を規定しておるのであります。また

○門司亮君答
〔門司亮君答場〕

取締り等が行われる懸念を多分に持つのであります。従いまして、運用においては、当局は十分その点におきましては、御留意を願いたいと考えておるのであります。

次に田畠第十四に「き採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

さか條件を付して賛成の意を表したい

あります

卷之三

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十五 火薬類取締法案 (内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第十五、火薬類取締法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事小金義照君。

火薬類取締法案

目次

- 第一章 総則(第一條・第二條)
- 第二章 事業(第三條・第四條)
- 第三章 保安(第二十八條・第四十五條)
- 第四章 雑則(第四十六條・第五十七條)
- 第五章 資則(第五十八條・第六十二條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他その取扱を規制することにより、公共の安全を確保することを目的とする。(定義)

第二條 この法律において「火薬類」とは、左に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。

一 火薬

- イ 黒色火薬その他硝酸塩を中心とする火薬
- ロ 無煙火薬その他硝酸エスチルを中心とする火薬
- ハ その他火薬はロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途

に供せられる火薬であつて通商産業省令で定めるもの

二 爆薬

イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬

ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を中心とする爆薬

ハ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エス

テル

ニ ダイナマイトその他の硝酸エスチルを中心とする爆薬

ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ビクリン酸、トリクロルベンゼン、テ

リニトロクロルベンゼン、テ

トリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を三以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬

ヘ 液体酸素爆薬その他の液体爆薬

ト その他のから今までに掲げたる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬であつて通商産業省令で定めるもの

火工品

イ 工業電管、電気電管、瓦斯管

ロ 雷管及び信号雷管

ハ 実包及び空包

三 火工品

イ 工業電管、電気電管、瓦斯管

ロ 雷管及び信号雷管

ハ 导線、導火線及び電気導

火線

ホ 信号焰管及び信号火せん

火せん

ハ 煙火その他前二号に掲げる火工品(がん具用煙火を除く。)

第一章 事業

(製造の許可)

第三條 火薬類の製造(変形又は修理を含む。以下同じ。)の業を営もうとする者は、製造所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四條 火薬類の製造は、前條の許可を受けた者(以下「製造業者」といふ。)でなければ、することができない。但し、理化学上の実験、鳥獸の捕獲若しくは駆除、射的練習又は医療の用に供するため製造する火薬類で、通商産業省令で定める数量以下のものを製造する場合は、この限りでない。

第五條 火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、都道府県知事の許可を受ければならない。但し、製造業者がその製造した火薬類をその製造所において販売する場合は、この限りでない。

(販売事業の許可)

第六條 左の各号の一に該当する者には、第三條又は前條の許可を與えない。

一 第四十四条の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二 禁止以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなった後、三年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人又は団体であつて、その業務を行なう役員のうち前各号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第七條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條又は第五條の許可の申請があつた場合には、その申

請を審査し、第三條の許可の申請については左の各号に適合し、第五條の許可の申請については第三号に適合していると認めるときは、許可を與えなければならない。

二 製造施設の構造、位置及び設備が、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものである。

三 その他製造又は販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。

(許可の取消)

四 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

五 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

六 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

七 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

八 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

九 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

十 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

十一 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

十二 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

十三 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

十四 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

十五 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

十六 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

十七 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

十八 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

十九 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

二十 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

二十一 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

二十二 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

二十三 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

二十四 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

二十五 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

二十六 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

二十七 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

二十八 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

二十九 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

三十 第七條の規定は、前項の許可に準用する。

い火薬類を製造すべきことを命ずることができる。

(製造施設等の変更)

第十條 製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとすることは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第十一條 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、通商産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。

第十二條 火薬庫においてする火薬類の貯蔵は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

第十三條 都道府県知事は、火薬類の貯蔵者が、前項の技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

第十四條 都道府県知事は、火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。

第十五條 製造業者は、第七條第一号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第十六條 製造業者は、第七條第二号の技術上の基準に従つて火薬類を製造しなければならない。

第十七條 火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第十八條 都道府県知事は、前項の規定によると許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよう修理し、改造し、若しくは移転し、又は技術上の基準に従つては、もつばら自己の用に供する火

庫を所有し、又は占有しなければならない。但し、土地の事情等のためやむを得ない場合においては、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十四條 火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫を、その構造、位置及び設置が第十二條第二項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が、第十二條第一項の技術上の基準に適合していないと認めることは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

(完成検査)

第十五條 第三條、第十條又は第十二條第一項の許可を受けた者は、火薬類の製造施設若しくは火薬庫の設置若しくは移転又はその構造若しくは設備の変更の工事をした場合には、製造施設又は火薬庫につき通商産業大臣が行う完成検査を受け、これらが、第七條第一号又は第十二條第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(営業の廃止等)

第十六條 製造業者又は販売業者が、その営業を廃止したときは、連帶なくその旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 火薬庫の所有者又は占有者は、その火薬庫の用途を廃止したときは、連帶なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(譲渡又は譲受の許可)

第十七條 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

1 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。

2 販売業者が、火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする。

3 狩猟法(大正七年法律第三十二号)第三條の規定による狩猟免許を受けた者又は同法第十二條第一項の規定による鳥獣を捕獲することの許可を受けた者であつて装薬銃を使用するもの

が、鳥獣を捕獲する目的で通商産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けたとき。

4 鉛業法(明治三十八年法律第四十五号)により鉛物の試掘又は採掘をする者が、通商産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けたとき。

5 第二十四條第二項の許可を受けた火薬類を譲り受けけるとき。

6 法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けたとき。

7 都道府県知事は、譲渡又は譲受の目的が明らかでないとその他の譲渡又は譲受が、公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるとときは、前項の許可をしてはならない。

8 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

9 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

10 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

11 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

12 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

13 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

14 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

15 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

16 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

17 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

18 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

19 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

20 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

21 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

22 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

23 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

24 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

25 前各号に掲げる者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

とを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を呈示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

(行商及び屋外販売の禁止)

第十八條 何人も、火薬類の行商をして、又は露店その他屋外で火薬類を販売してはならない。

(運搬の制限)

第十九條 火薬類を運搬する場合は、次條の運搬證明書を携帯してこれをしなければならない。但し、同條但書の場合は、この限りでない。

(運搬の制限)

第二十条 火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人(他に運載方法、運搬具及び運搬方法について政令(軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の運搬具並びに鐵道、索道及び船舶については運輸省令)で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

(運搬届)

第二十一条 火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人(他に運搬方法、運搬具及び運搬方法について政令(軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の運搬具並びに鐵道、索道及び船舶については運輸省令)で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

(運搬届)

第二十二条 製造業者若しくは販売業者が、第八條若しくは第四十四条の許可の取消その他の事由により営業を廃止した場合は、火薬類を消費する目的で第十七條第一項を消費する場合において、なお火薬類の残量があるときは、運送なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

(消費)

第二十三条 製造業者若しくは販売業者が、第八條若しくは第四十四条の規定により火薬類の譲受の許可を受けた者が、その火薬類を消費し、若しくは消費することを要しなくなつた場合において、なお火薬類の残量があるときは、運送なくその火薬類を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

(取扱者の制限)

第二十四条 火薬類は、法令に基く場合又は左の各号の一に該当する場合の外、所持してはならない。

1 製造業者又は第四條但書の規定により火薬類を製造する者が、その製造した火薬類を所持するとき。

2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可

をさせてはならない。

3 前二項の規定は、火薬類を包装する作業等の危険の少い取扱いで通商産業省令で定めるものについては、適用しない。

4 第二十四條第二項の許可を受けて輸入した者が、その火薬類を所持するとき。

5 相続又は遺贈により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を所持するとき。

6 運送、貯蔵その他の取扱を委託された者が、その委託を受けた火薬類を所持するとき。

7 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないとその他の輸入者が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。

8 都道府県知事は、輸入した者は、運送なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

9 火薬類を輸入した者は、運送なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

10 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

11 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

12 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

13 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

14 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

15 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

16 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

17 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

18 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

19 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

20 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

21 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

22 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

23 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

24 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

25 火薬類を輸出しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

おもてなし

第二十六條 火薬類の爆発又は燃焼は、通商産業省令で定める技術上

の基準に従つてこれをしなければならない。

(廃棄)
第二十七條 火葬類の廃棄は、廃棄

の場所、数量その他の開発の方針について通商産業省令で定める技術

2 上の基準に従つてこれをしなければならない。

は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。但し、製造

業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄を廃棄する場合は、こ

の限りでない。

(危害予防規程)
第一十八條 製造業者は、災害の発

生を防止するため、危害予防規程を定め、通商産業大臣の認可を受け

を知り、道義の説教を聞けなければならない。これを変更するには、の間集ごとのこと。

2 通商産業大臣は、危害予防規程
するところを同様である。

が第七條第一号及び第一号の技術上の基準に適合していないとき

その他災害の発生の防止に適当でないと認めるときは、前項の認可

3 通商産業大臣は、災害の発生のをしてはならない。

防止のため必要があると認めるときは、危害予防規程の変更を命ず

ルル」とかではない。

害予防規程を守らなければならぬ。

(保安教育)

第十九條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならぬ。

保安教育

官報號外

昭和二十五年四月十六日

令で定める事項を記載しなければ
ならない。

(報告の徵收)

第四十二条 通商産業大臣は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認めるときは、製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者に対し、事業に関する報告をさせることがである。

第四十三條 通商産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、その職員に、製造業者、販売業者、消費者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り火薬類を收去させることができる。

2 警察官、警察吏員又は海上保安官は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要がある場合には、火薬庫その他火薬類の保管場所又は火薬類の製造場所若しくは消費場所に立ち入り、関係者に質問することができなければならない。

3 第二項又は第一項の規定による立入検査は、関係者の正當な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(許可の取消等)

第四十四條 通商産業大臣は、製造業者又は販売業者が、左の各号の規定に該当するときは、第三條若しくは第五條の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十一條第一項、第十三條、第十八條、第二十三條第二項、第三十條第一項若しくは第二項又は第三十八條の規定に違反したとき。

二 第十一條第一項、第十二條第一項又は第二十四條第二項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないしてたとき。

三 第十五條の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造設又は火薬庫を使用したとき。

四 第二十四條第一項の規定による届出をしないで火薬類を輸出したとき。

五 第三十六條第一項の規定による安定度試験を実施しなかつたとき。

六 第九條第三項、第十一條第三項、第十四條第二項、第二十八條第三項、第三十四條、第三十六條第二項若しくは次條第一号の命令又は同條第一号の禁止若しくは制限に違反したとき。

七 第六條第一号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

八 第四十八條第一項の條件に違反したとき。

(緊急措置)

生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。

一 製造業者、販売業者又は消費
者に対して、製造施設又は火薬
庫の全部若しくは一部の使用を
一時停止すべきことを命ずること。
二 製造業者、販売業者、消費者
その他火薬類を取り扱う者に対
して、製造、販売、貯蔵、運搬
又は消費を一時禁止し、又は制
限すること。

三 火薬類の所有者又は占有者に
対して、火薬類の所在場所の変
更又はその廃棄を命ぜること。

第四章 雜則

(事故届等)

第四十六條 製造業者、販売業者、
消費者その他火薬類を取り扱う者
は、左の各号の場合には、速報な
くその旨を警察官、警察吏員又は
海上保安官に届け出なければなら
ない。

一 その所有し、又は占有する火
薬類について災害が発生したと
き。

二 その所有し、又は占有する火
薬類、譲渡許可証、譲受許可証
又は運搬証明書を喪失し、又は
盜取されたとき。

第三章 通商産業大臣又は都道府県知事
は、前項第一号の場合においては、
所有者又は占有者に対し、災害發
生の日時、場所及び原因、火薬類
の種類及び数量、被害の程度等に
つき警告をさせることができる。

(現状変更の禁止)

第四十七條 何人も、火薬類による
爆発その他の災害が発生したとき
は、交通の確保その他公共の利益

のためやむを得ない場合を除き、

2 前項の條件は、災害の防止又は
公共の安全の維持をはかるため必
要な最小限度のものに限り、且
つ、許可を受ける者に不当な義務
を課すことならないものでな
ければならぬ。

(許可の條件)
第四十八條 第三條、第五條、第十
七條第一項、第二十四條第二項又
は第二十五條第一項の許可には、
條件を附すことができる。

| 手数料を納付すべき者 | 金額 |
|--------------------------|-----|
| 第三條の許可の申請をする者 | 七千円 |
| 第五條の許可の申請をする者 | 五千円 |
| 第十二條第一項の許可の申請をする者 | 二千円 |
| 第十五條の完成検査を受けようとする者 | 一千円 |
| 第十七條第一項の許可の申請をする者 | 二百円 |
| 第二十條の運搬証明書の交付を受けようとする者 | 二百円 |
| 二十四條第一項の許可の申請をする者 | 二千円 |
| 甲種火薬類作業主任者免状の交付を受けようとする者 | 一千円 |
| 乙種火薬類作業主任者免状の交付を受けようとする者 | 一千円 |
| 丙種火薬類作業主任者免状の交付を受けようとする者 | 八百円 |
| 甲種火薬類取扱主任者免状の交付を受けようとする者 | 七百円 |
| 乙種火薬類取扱主任者免状の交付を受けようとする者 | 六百円 |
| する者 | 五百円 |

2 前項の手数料は、第三條の許可の申請を通商産業大臣に対してする者、通商産業大臣の行う第十五條の完成検査を受けようとする者並びに甲種火薬類作業主任者免状及び乙種火薬類作業主任者免状の交付を受けようとする者の納付するものについては、国庫の、その

他の者の納付するものについて
は、当該都道府県の収入とする。
(けい留船等の特則)
第五十條 けい留船を火薬庫に使用
する場合及び船舶に常用火薬類を貯
蔵する場合には、第十一條、第
十二條、第十六條第二項及び第五
十二条中「通商産業省令」とあるの

附則

- 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。
2 (他の法令の改廃)
3 銃砲火薬類取締法(明治四十三年法律第五十三号)以下「旧法」という。は、廃止する。
4 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
5 第四條第一項第二十九号中「銃砲火薬類」を「火薬類」に改める。
(経過規定)
6 旧法に基いてした命令、処分、許可、認可、検査その他の措置で、この法律に各相当する規定のあるものは、この法律に基いてしたものとみなす。
7 旧法に基いて交付された火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状は、それぞれこの法律の規定による火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状とみなす。
8 旧法に基いて交付された譲渡許可証、譲受許可証又は運搬證明書とみなす。
9 この法律施行の際、旧法第三條の許可を受けて火薬類の製造の業を営む者は、この法律施行の日から三箇月以内に第二十八條第一項の規定により危害予防規程を定め、通商産業大臣に認可を申請しなければならない。
10 第五十九條第七号の規定は、前項の者が、第二十八條第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けるまでの間は、適用しない。
11 旧法第十四條第四号及びこれに基づく命令の規定で火薬類製造所に

関するものは、附則第七項の者が、第二十八條第一項の規定によると通商産業大臣の認可を要けるまでの間は、附則第二項の規定にかかるわらず、その者について、なおその効力を有する。

10 附則第七項の規定に違反し、認可を申請しない者は、五万円以下 の罰金に処する。

11 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

を刷新したこと、以上四点に關して現行銃砲火薬類取締法に根本的改正を施したものであります。

次に審議の経過並びに結果について御報告いたします。本法案は、去る三月二十五日、本委員会に付託せられ、同日、提案理由に關する政府の説明を聽取し、その後回にわたつて各委員と政府側との間に熱心な質疑応答が行われました。なおその間、参考人として学界並びに業界、労資の代表者が本法案に対する見解のないところの意見の開陳を求めまして、審議の参考に供した次第であります。これら質疑応答並びに参考意見の詳細はこれを速記録によつて御承知願いたいと存じます。

去る十二日をもつて質疑を打切り、昨十四日討論、採決に入りました。まず自由党を代表して中村幸八君は、この際銃砲火薬類取締法の根本的改正を断行することはまさに時に宜を得たものである、條文の内容をさういに検討すると考證を要する点なきにしもあらずよろしくお尋ねを得ることによつて実際上支障なきを得るもののみであり、委員会における質疑応答によつてこれと運用上の不安もすこ一掃せられたがから本法案に賛成するといふ意見を述べられました。次いで社会党を代表して今澄勇吉君は、主要なる事項を政令にゆだねているものが少くないこと、許可、認可の基準が不明確であること、立入検査が悪用せられるおそれがあることなど官僚取締りの傾向が強く、労働者の正当な権利を擁護する上において遺憾の点が少くないこと、なお輸入の届出制と輸入の許可制についても改善しがたい、かたゞ、本法案は反対であるといふ意見が述べられました。

次に民主党を代表して有田喜一君は、時宜を得たる改正であり、労働運動

第一の理由は、政令または省令の委任が非常に多過ぎる点であります。六十二箇條のこの法案のうちに、最初の実体的の規定において省令とかあるいは政令とかに委任をしていない條文は少いのであります。従つてまたその理由とするところは、公共の安全とか、あるいは災害発生の防止とかいう美名を持つておるのであります。この点がややもすれば反対の方向にあり、公共の安全というものが不安全にならんとするおそれをわれくへ抱くものであります。

この法律において政令または省令に委任するということは、新憲法のもとにおいては強く否定されておるのであります。すなわち立法権の確立ということが規定されておりまして、自由党の方々も、第三、第四国会あたりでは、この省令、いわゆる命令に委任することを非常に拒否されておるのであります。しかるに、この法案においては、その規定が非常に多い。と申しますのは、私たちは、現在のこの吉田内閣の思想といふものは、再び明治憲法の第九條の政令、いわゆる委任命令あるいは行政命令に返らんとする傾向があるということをわれくへは強く注目をいたすものであります。

すなわち憲法第九條におまつしては、公共の安寧秩序を保持するため、または国民の幸福を増進するために天皇は命令を委任することがあるというふとを規定したのであります。しかして、この憲法第九條が、太平洋戦争におきまして、いかなる結果をもたらしたかということは、国民のひとくじなれば承知するところであります。すな

わち、昭和十三年にしかれましたところの国家緊動員法は、この憲法九條の適用によつて規定されたのであります。この点につきまして、自由党的先輩の方々は、除名されてまでも強く反対せられたところであります。

しかるに、現在におきましては、この法律によつてまた昔に返らんとするする傾向がある。いわゆる反動に返らんとするする傾向がある。この火薬類取締法案は、あるいは微々たるものであります。しかししながら、その微々たるものには、再び国民をして、さんだたる状態に陥らせるというおそれがあることを、われ／＼は強く主張するものであります。しかも、この吉田内閣のもとにおいて、また反動自由党のもとにおきましては、再び国民をして、さんだたる状態に陥らせるというおそれがあることを、われ／＼は強く主張するものであります。しかも、この法案においては、おきまして政令または省令に委任するこの点を、われ／＼は第一の反対の理由といたすのであります。委員長は、法の体系だけを整えたとか、あるいは法の刷新とか申しますけれども、これは法の刷新どころか不刷新であり、体系だけを整えて、実質においては反動に返る悪法であるといわざるを得ないのです。せつかくこの火薬類取締法を規定するならば、もう少し真剣に、もう少し国民擁護のための法律をつくらなければならぬのであります。

す。すなはち、この四十三條の濫用によりまして、税警官がその工場内に入つて、法に基くところの純真なる労働運動に対して、労働者の争議に対して、これを彈圧するそれが多分にあります。かよくな点に対して、われくは絶対に反対せざるを得ないのであります。なお四十三條において、これまでには、大臣、知事の強い権限を付與されておるのであります。この官僚に権限をまかせるということは、統制をしいるということになつて、火薬類の製造販売に対する民主的な健全なる方法を阻害することに相なるのであります。

第三回 令義の三事者取扱い三事者
に対しまして罰則を加えまして、主任者
の命に従わない点については罰則を
付していいないのであります。この点
は、法の体系において矛盾を生じてお
るのであります。

社会党といたしましては、かような点におきまして、この法律に対しても、絶対反対を表明いたしますのであります。○副議長(岩本信行君) 田代文久君。
〔田代文久君登壇〕
○田代文久君 私は、日本共産党を代表いたしまして、本法案に反対するものであります。

第一点は、本法案は火薬労働者大衆に対する彈圧法案ともいべき性格を多分に持つておるということであります。本法案のねらいは、災害を防止し、公共の安全を確保するというのであります。が、実際に災害で迷惑し、危険にさらされておりますのは、この火薬産業に従事しておりますところ

の工場労働者諸君であります。従いまして、これらの労働者諸君に対する損害をいかに防除するかという点が明確にされる必要があるのです。坂本議員が申されましたように、警察権力が工場の中に入りまして、労働者諸君に対しましていろいろの質問をする権利を確保するというようなことが明記されておるのであります。これにはいかなる工場におきましても、こういう規定はないのです。

実例を申し上げますと、この法案とくらはらをなすように、実際に日本本邦においては、工場労働者が工場の内外に入出するにあたりまして、その身体検査をやる、あるいは工場がはねまして、工場から出て来る場合は、三十分間以内に工場から出してしまわなければならぬ、こういう労働者の束縛する規定を工場主の方から押つけて来ておるし、また関東電気においては、組合事従者は工場の中に立ち入つてはならないといふことを非民主的な束縛がすでに嚴然として現われておるのであります。

すなわち本法案は、民主的な組合活動への干渉あるいは制限、禁止、また政府職員あるいは公務員等のごときスキドライキを自由にやれないと、いう制約を多分に負わされておるところに、われわれは断じて反対せざるを得ないのではありません。

第二の点といいたしましては、これはきわめて重要なことでござりますが、銃砲火薬取締法におきましては、御承知のように外国資本家、外国の法人は日本国内において火薬を製造し、あるいは販売することができなかつたのであります。しかるに本法案におきましては、はつきり外国の業者、資本家が

日本国内において自由に火薬を製造し、あるいは販売する道がとうととして開かれておるのであります。このことはいろいろの説明がござりますけれども、前銃砲火薬取締法のはつきりした改悪であるといふことがいわれる所以あります事実によりまして、現在の実際の火薬産業資本家自身すらが圧倒的に本法案のこの方面に対しては特に反対されております事実によりまして、いかに外国資本の日本国内への進出ということがきらわれておるかがいえるのであります。われへは、この外国資本による平和産業としての日本火薬産業の發展に対しまして、きわめて危惧の念を抱かざるを得ないのであります。要するに、以上の外国資本の進出、労働者に対する圧迫といふものは、これが好むと好まざるとかかわらず、外国の紛争あるいは戦争というようなものに巻き込まれる危険を多分に持つておなり、その道を開いたものでないと断ぜざるを得ないのであります。

これを要するに、先ほど委員長がお告されましたように、この法案の提出 자체がはつきり自主性がない。外国の大資本家によつて、大きなさし金などをされておるということがはつきり言えるのであるし、その目標は災害の防止あるいは安全確保ということをしておりますけれども、これは体のよい労働者潭庄法であり、また日本の火災保険業の外国資本への隸属化法案であります。また好むと好まざるとにかからず戦争に巻き込まれ、戦争に飛び込む危険法である。なお申しますと、日本の独立、自衛権の根本問題に触れますところの重大なる意味を持つた法案であり、従いまして、災害を防止すると言ひながら、実際は日本のふところの中に爆弾を抱いて自爆自滅する道を辿ります。従いまして、災害を防止するがはつきり言えるのであります。われわれは断固これに反対する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

川恭平君、精神衛生法案(參議院提
出)

拘束を行う者に対する当該吏員又は都道府県知事が指定した医師をして保護拘束の場所、施設、方法その他の必要な事項について適当な指導をさせなければならない。

2 正當な理由がなくて前項の指導に従わなかつた者は、二万円以下の罰金に処する。
(保護拘束の変更及び廃止)

第四十六條 保護拘束を行つ者が保護拘束を行つ方法を変更しよ

うとするときは、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければ

ならない。

2 保護拘束を行つ者が保護拘束を廃止したときは、三日以内に廃止の年月日及び時刻をもよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定に違反した者は五万円以下の罰金に處し、第二項の規定に違反した者は五千円以下の過料に処する。

第四十七條 保護拘束を受けている者が行方不明になつたときは、保護拘束を行つている者は、すみやかに、その旨をもよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出るとともに、もよりの警察署長に届け出でその探索を求めなければならない。

2 前項の届書には左の事項を記載しなければならない。

一 本人の住所、氏名、性別及び生年月日

二 症状の概要

三 保護拘束を行つている者の住所及び氏名

四 本人を発見するための参考となるべき人相、服装その他の事項

五 行方不明になつた年月日及び時刻 (施設以外の収容禁止)

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 精神病者監護法(明治三十三年法律第三十八号)及び精神病院法(大正八年法律第二十五号)は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

4 民法(明治二十九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

5 家事審判法(昭和二十二年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

6 第九條第一項甲類第十九号中

「監護等」を削る。

7 昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○堀川恭平君

ただいま議題となりま

し上げますれば、第一に、正常なる社会生活を破壊する危険のある精神病患者全般を対象とし、従来の狹義の精神病患者だけでなく、精神薄弱者及び精神病質者をも加えたことあります。

第二に、従来の座敷牢による私宅監

置の制度を廢して、長期にわたつて自由を拘束する必要のある精神病者は精神病院または精神病室に収容することを原則としたのであります。これがた

め、従来のことと主務大臣の命令があ

る場合のみに限らず、都道府県に精神

病院設置の義務を負わせ、また入院を

要する者で、経済的能力のない者につ

ては、都道府県において入院の措置を

講ずることとし、国はこれらの費用の

二分の一を補助することにしておる

ります。

第三に、医療及び保護の必要な精神障害者については、警察官、検察官し

臓害者に付しては、警官、検察官し

刑務所その他の矯正保護施設の長のこ

とく、職務上精神障害者を取扱うこと

とともに、医療保護の必要な精神障害

の対象が増加いたしましたにもかかわらず、全国の公立及びこれに代用される精神病院のベッド数は二万床に過ぎない

の疑いある者の診察及び保護を都道

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 精神病者監護法(明治三十三年法律第三十八号)及び精神病院法(大正八年法律第二十五号)は廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改める。

4 第九條第一項甲類第十九号中「監護等」を削る。

5 昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 長崎重郎殿

精神衛生法案(參議院提出)

報告書

○堀川恭平君

ただいま議題となりました。

精神衛生法案(參議院提出)に関する

議論を終え、本院提出案をここに送付する。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐

府県知事に申請することができることといたしましたのであります。

第四は、疾病以外の動機による身体の拘束を防止するため、精神病院への強制収容については新たに精神衛生鑑定医制度を設け、一人以上の一致した鑑定に基くことを必要としたほか、精神障害の特性にかんがみまして、仮入院、仮退院の制度を設け、また遠隔地にあって、ただちに病院へ收容することのできない場合の臨時措置として、知事の許可を條件とした保護拘束制度を認めておるのであります。

第五に、自宅において療養する精神障害者に対する巡回指導の方途を講ずるほか、精神衛生相談所を設けて、誤った療養による弊害を防止するとともに、さらに進んで精神衛生に関する知識の普及に一段の努力を拂うことといたしておるのであります。

第六に、精神衛生行政の推進とその一層の改善をはかるため、精神衛生審議会を厚生省の附屬機関として設置し、関係行政省及び専門家の協力を得ることにしているのであります。

本法案は、四月一日、予備審査の同日、本付託、七日、八日の本委員会において、委員と提案者並びに関係当局との間に、費用負担、生活保護法との関係、精神鑑定医の指定及びその活動、收容施設、不服申立の方法、予算措置等の諸点についてきわめて熱心な質疑応答が行われた後、質疑を打切り、十四日の本委員会において、自由党を代表して丸山委員より賛成討論があつた後、討論を打切り、採決に入りましたところ、本法案は満場一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。梨木作次郎君。

【梨木作次郎君登壇】

○梨木作次郎君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題になつております精神衛生法案に対しまして反対の討論をいたすものであります。

ただいまの委員長の御報告の中にもありましたように、現在精神病者の監置は精神病者監護法と精神病院法によつておるのであります。ところが、この二つの法律は旧憲法下の法律でありまして、人権の保障の上においてきわめて不徹底かつ大きな欠陥を持つておるのであります。従いまして、新憲法下におきましては、あくまでも人権保障の制度が確立されるよう改正せらるべきことが要請されておつたのであります。

この旧法律では、精神病者の入院あるいは退院はすべて行政官庁たる都道府県知事にまかされておつたのであります。このために行政官意の專断に付託せられ、同五日、提案者参議院議員中山壽彦君より提案理由の説明を聽取したのであります。本法案は、四月一日、予備審査の同日、本付託、七日、八日の本委員会において、委員と提案者並びに関係当局との間に、費用負担、生活保護法との関係、精神鑑定医の指定及びその活動、收容施設、不服申立の方法、予算措置等の諸点についてきわめて熱心な質疑応答が行われた後、質疑を打切り、十四日の本委員会において、自由党を代表して丸山委員より賛成討論があつた後、討論を打切り、採決に入りましたところ、本法案は満場一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

は、人権の保障ということに十分なる定がなされなければならないのであります。

ところが、この今議案になつておる法律においては、この点に関する改正がほとんどなされておらない。たとえば三十三條並びに三十七條を見ますと、精神病院の長あるいは都道府県知事が、精神病院に入れたり、あるいは退院させることができるようになつております。しかしながら、人の自由を拘束する人権の蹂躪が起らないよう十分な保障が、これではどうしていきません。いやしくも人の手続においては、行政の手続の上におきましても、またこれを扱う機関は、行政機関から独立したところ、たとえば裁判所のようないくつかの機関によつて決定するといふような法制になつて扱われることが必要であります。いかなる国家におきましても、精神病者の監禁を決定するには裁判所によつて決定するといふような法制になつておるのであります。しかし、本法にはこれがない。これがこの法案の致命的欠陥であると思うのであります。そのため、精神病者ではない者が精神病者として監禁され、このために実に痛ましい犠牲者を多数出しておることは、皆さんは御存じのことであると思つてあります。このために、行政官意の專断に付託せられ、同五日、提案者参議院議員中山壽彦君より提案理由の説明を聽取したのであります。本法案は、四月一日、予備審査の同日、本付託、七日、八日の本委員会において、委員と提案者並びに関係当局との間に、費用負担、生活保護法との関係、精神鑑定医の指定及びその活動、收容施設、不服申立の方法、予算措置等の諸点についてきわめて熱心な質疑応答が行われた後、質疑を打切り、十四日の本委員会において、自由党を代表して丸山委員より賛成討論があつた後、討論を打切り、採決に入りましたところ、本法案は満場一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(丸山直友君) 丸山直友君。

【丸山直友君登壇】

○丸山直友君 私は、ただいま上程せられたがために、しかもそれが五年間そのままえ置かれた状態であります。しかしながら、人の自由を拘束する人権の蹂躪が起らないよう十分な保障が、これではどうしていきません。いやしくも人の手続においては、行政の手続の上におきましても、またこれを扱う機関は、行政機関から独立したところ、たとえば裁判所のようないくつかの機関によつて決定するといふような法制になつて扱われることが必要であります。いかなる国家におきましても、精神病者の監禁を決定するには裁判所によつて決定するといふような法制になつておるのであります。しかし、本法にはこれがない。これがこの法案の致命的欠陥であると思うのであります。そのため、精神病者ではない者が精神病者として監禁され、このために実に痛ましい犠牲者を多数出しておることは、皆さんは御存じのことであると思つてあります。このために、行政官意の專断に付託せられ、同五日、提案者参議院議員中山壽彦君より提案理由の説明を聽取したのであります。本法案は、四月一日、予備審査の同日、本付託、七日、八日の本委員会において、委員と提案者並びに関係当局との間に、費用負担、生活保護法との関係、精神鑑定医の指定及びその活動、收容施設、不服申立の方法、予算措置等の諸点についてきわめて熱心な質疑応答が行われた後、質疑を打切り、十四日の本委員会において、自由党を代表して丸山委員より賛成討論があつた後、討論を打切り、採決に入りましたところ、本法案は満場一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

これをおい上げますところの方法が二重、三重、五重にこの法案には盛られ、慎重を期しているということを申し上げたいと思つて、その用意をしておつたわけですが、御指摘がなかつたから省略いたします。

知事または病院長が決定するところでは、この今議案になつておる法律においては、この点に関する改正がほとんどなされておらない。たとえば三十三條並びに三十七條を見ますと、精神病院の長あるいは都道府県知事が、精神病院に入れたり、あるいは退院させることができるようになつております。しかしながら、人の自由を拘束する人権の蹂躪が起らないよう十分な保障が、これではどうしていきません。いやしくも人の手続においては、行政の手続の上におきましても、またこれを扱う機関は、行政機関から独立したところ、たとえば裁判所のようないくつかの機関によつて決定するといふような法制になつて扱われることが必要であります。いかなる国家におきましても、精神病者の監禁を決定するには裁判所によつて決定するといふような法制になつておるのであります。しかし、本法にはこれがない。これがこの法案の致命的欠陥であると思うのであります。そのため、精神病者ではない者が精神病者として監禁され、このために実に痛ましい犠牲者を多数出しておることは、皆さんは御存じのことであると思つてあります。このために、行政官意の專断に付託せられ、同五日、提案者参議院議員中山壽彦君より提案理由の説明を聽取したのであります。本法案は、四月一日、予備審査の同日、本付託、七日、八日の本委員会において、委員と提案者並びに関係当局との間に、費用負担、生活保護法との関係、精神鑑定医の指定及びその活動、收容施設、不服申立の方法、予算措置等の諸点についてきわめて熱心な質疑応答が行われた後、質疑を打切り、十四日の本委員会において、自由党を代表して丸山委員より賛成討論があつた後、討論を打切り、採決に入りましたところ、本法案は満場一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

しかし、これらの関係者が全部結託

して不法な拘束が行われた、こういうような場合に、なおさらにはまた救ひ道があるのです。すなはち第一は、第三十二條において、知事の行った処分に不服のある者は訴願法によつて厚生大臣に訴願することができるのです。また本人が不服を訴える道を阻害することを監護人等の不法措置が行われた場合におきましては、三十八條において、県知事は医療または保護に欠くことのできない限度において患者の行動の制限を行つておるかなかの監査の権限をもつてこれを防止することができるのです。これらは保護に欠くことのできない程度において患者の行動の制限を行つておるからも信することができないとするならば、その次にはまた一つの法律があるのであります。人身保護法によりまして、不当なる拘束は裁判によってこれを解くことができるのです。この裁判の請求はだれができるか、八千万国民は何人といえどもこれを行つ得るのであります。(拍手)

ば、ただいまの理由とは全然反対の方に向でありますて、これはむしろ精神衛生法を適用すべき範疇に属せられる方ではないかと私は信ずる次第であります。(拍手)

以上申し述べました理由によりまして、私は本法案に絶対賛成の意を表し、すみやかに可決せられんことを希望する次第であります。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

これにて議事日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会

| |
|---|
| 一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る十日議長において承認した金丸三郎外二名を去る十一日政府委員に任命した旨の通知を受領した。 |
| 一、国会は次の法律を議決し、国会法第六十五條及び地方自治法第一百六十一條により去る十一日内閣に送付及び通知し、その旨参議院に通知した。 |
| 別府国際鏡光温泉文化都市建設法(旧軍港市転換法) |
| 一、去る十二日内閣から、日本銀行法第十三條ノ三第十号の規定による報告書を受領した。 |
| 一、去る十一日議院運営委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 |
| 理事 石田 博英君(理事石田博英君去る一日委員辞任につきその補欠) |
| 理事 倉石 忠雄君(理事倉石忠雄君去る三日委員辞任につきその補欠) |
| 理事 佐々木秀世君(理事佐々木秀世君去る三日委員辞任につきその補欠) |
| 理事 福永 健司君(理事福永健司君去る三日委員辞任につきその補欠) |
| 一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 |
| 大蔵委員 佐竹 新市君 |
| 農林委員 米原 神君 |
| 水産委員 中崎 敏君 |
| 経済安定委員 高田 富之君 |
| 予算委員 米原 越君 |
| 議院運営委員 三宅 正一君 梨木作次郎君 |
| 一、去る十一日議長において、次の通常任委員の補欠を指名した。 |
| 大蔵委員 中崎 敏君 |
| 農林委員 高田 富之君 |
| 水産委員 佐竹 新市君 |

| | | | | |
|--|------------------------------------|--|--|--|
| 経済安定委員 | 予算委員 | 議院運営委員 | 松井 政吉君 | 一、去る十日内閣委員及び予算委員丹羽彪吉君は死去された。 |
| 米原 稔君 | 梨木作次郎君 | 員辞任につきその補欠) | 一、去る十二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 | 法務委員会 |
| 理事 振谷 富三君 (理事高橋英吉君去る三月三十一日委員辞任につきその補欠) | 理事 佐竹 新市君 (理事佐竹新市君去る十日委員辞任につきその補欠) | 通商産業委員会 | 理事 佐竹 新市君 (理事高橋英吉君去る三月三十一日委員辞任につきその補欠) | 理事 滝谷 雄太郎君 (理事滝谷雄太郎君去る七日委員辞任につきその補欠) |
| 外務委員 厚生委員 橋 橋 直治君 | 外務委員 厚生委員 堤 堤 ツルヨ君 | 農林委員 農林委員 大森 玉木君 | 水産委員 水産委員 長谷川 四郎君 | 運輸委員 山崎 岩男君 |
| 一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 | 一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。 | 外務委員 厚生委員 山崎 岩男君 | 外務委員 厚生委員 堤 堤 ツルヨ君 | 外務委員 厚生委員 福田 昌子君 |
| 外務委員 厚生委員 山崎 岩男君 | 外務委員 厚生委員 堤 堤 ツルヨ君 | 農林委員 大森 玉木君 | 水産委員 長谷川 四郎君 | 運輸委員 福田 昌子君 |
| 水産委員 運輸委員 福田 昌子君 | 水産委員 運輸委員 福田 昌子君 | 水産委員 運輸委員 福田 昌子君 | 水産委員 運輸委員 福田 昌子君 | 水産委員 運輸委員 福田 昌子君 |
| 一、去る十三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 | 一、去る十三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 | 地方行政委員会 理事 川本 末治君 (理事川本末治君去る八日委員辞任につきその補欠) | 地方行政委員会 理事 川本 末治君 (理事川本末治君去る八日委員辞任につきその補欠) | 地方行政委員会 理事 川本 末治君 (理事川本末治君去る八日委員辞任につきその補欠) |

| | |
|-------------------------------------|---|
| 電気通信委員会 | 理事 田中 豊君 (理事田中豊 君去る四日委員辞任につ きその補欠) |
| 経済安定委員会 | 理事 川崎 秀二君 (理事米原砲 君去る三日委員辞任につ きその補欠) |
| 理事 | 勝間田清一君 (理事勝間田 清一君去る十二日委員辭 任につきその補欠) |
| 一、去る十二日議長において、次の常 任委員の辞任を許可した。 | 一、去る十二日議長において、次の常 任委員の辞任を許可した。 |
| 大蔵委員 中崎 敏君 | 外務委員 堤 ツルヨ君 |
| 経済安定委員 勝間田清一君 | 大蔵委員 勝間田清一君 |
| 一、去る十三日議長において、次の常 任委員の辞任を許可した。 | 厚生委員 福田 昌子君 |
| 運輸委員 林 百郎君 | 労働委員 柄澤 もよ子君 |
| 経済安定委員 中崎 敏君 | 運輸委員 林 百郎君 |
| 一、去る十二日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。 | 一、去る十三日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。 |
| 大蔵委員 勝間田清一君 | 外務委員 福田 昌子君 |
| 経済安定委員 中崎 敏君 | 大蔵委員 堤 ツルヨ君 |
| 一、去る十三日議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。 | 厚生委員 柄澤 もよ子君 |
| 運輸委員 林 百郎君 | 労働委員 胜間田清一君 |
| 経済安定委員 | 内閣委員 根本龍太郎君 |
| 一、昨十四日議長において、次の常任 委員の辞任を許可した。 | 大蔵委員 |

した結果そのような事実はない。

四 万一流失が虚偽なることの確証があがれば、当然保管責任者である各集荷指定業者が政府木炭を保管していることになるから、その現物を当該業者に売戻すか又は損害賠償を要求する。

右答弁する。

六・三制学校校舎建築費補助に関する質問主意書

校舎の建築に要する費用が国民の私的負担にかかること実に過大である実状にかんがみ、政府は、いかなる対策を有するか、次の諸点について質問する。

一 建築済の坪数は、總て国庫補助の対象とする措置を講ずる意思があるか。愛知県における新制中学校校舎の建設状況をみれば

中学校数 二九〇校

建築済坪数 一四三、七八一坪

補助の対象として認められた坪

数

昭和二十二年度、同二十三年

度 五八、一〇八坪

昭和二十四年度

七、七八〇坪

補助の対象として認められない坪数（現在建築中のものを含む。）

昭和二十二年度、同二十三年

度 八七、六七三坪

昭和二十四年度

七九、三九三坪

建築済坪数の補助の対象として認められた坪数に対する百分比
昭和二十四年度 四六%

右のうちで補助の対象外の坪数は五十余%になつていて、これ等は

各地方においては寄附その他の方

法による私的負担となつていて。

がはなはだしく政策の要あるもの

を改築するときは、特に補助の対象とするか。

愛知県では、それに該当する坪数は二一、〇八三坪である。

三 災害によつて滅失したものも、復旧にあたつては補助の対象とするか。

愛知県では、該当坪数は一、一五一坪である。

四 補助金の配分を建築坪数に応じて行うことはできなかつて、

五 右の如き実状は、ただ單に愛知県のみにおけるものではなく、全国的に通ずる状況であるが、政府は、本年度をもつて六・三制学校校舎建築費の補助を打切る考え方。

もし打切るならば、前四項目にあげた諸点を解決するためにいかなる方策を探る考え方。

右質問する。

昭和二十五年四月四日 内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議員千賀康治君提出六・三制学校校舎建築費補助に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員千賀康治君提出六・三制学校校舎建築費補助に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

一 國庫補助の地方配分は、現在においてその基本はこれを動かすこととは困難と考えるが、将来においては、國庫補助外の建築をも參照して、御質問の御趣旨に添う結果の得られるよくならかの措置を講じたく考究中である。

二 國庫補助の地方配分は、現在においてその基本はこれを動かすこととは不可能である。よつてまずもつて災害の生じた場合は、これに關し國庫補助の対象とするよう努力するが、それが実現しない場合でも復旧財源の必要性は腐朽校舎の場合と同様に地方起債の枠の獲得に努力したく考究中である。

三 災害滅失校舎でも國庫補助の財源として特に予算を計上されたものでなければ補助の対象とすることは不可能である。よつてまずもつて災害の生じた場合は、これに關し國庫補助の対象とするよう努めに努力したく考究中である。

四 國庫補助の地方配分は、現在においてその基本はこれを動かすこととは困難と考えるが、将来においては、國庫補助外の建築をも參照して、御質問の御趣旨に添う結果の得られるよくならかの措置を講じたく考究中である。

五 六・三制校舎建設の費用に対しては、国と地方公共団体とでこれを分担するということは地方財政法第三十四條により規定されてい

る。このうちで補助の対象外の坪数は五十余%になつていて、これ等は

よつて計上されているので、今直ちにこの線を超えて建築済の総坪数をそのまま国庫補助の対象とすることは現在の国庫補助の趣旨からいつても又現在の国庫補助の枠からいつても不可能と考究している。

しかし将来においてこの應急最低線の〇・七坪を最低基準の一、二坪程度まで引き上げる計画を持つてゐるので、御質問の趣旨に関しては篤と研究もし、努力もいたしたいと考究中である。

二 腐朽校舎の改築費は現在では六・三制国庫補助の対象とはなつてないが、改築財源措置の必要は痛感されてゐるので、地方起債の枠を獲得してこれに充てたいと考究中である。

三 災害滅失校舎でも國庫補助の財源として特に予算を計上されたものでなければ補助の対象とすることは不可能である。よつてまずもつて災害の生じた場合は、これに關し國庫補助の対象とするよう努めに努力したく考究中である。

四 地元市の寄附（土地以外に建築費中に）があれば新築の予算を計上することができるか。

一 新築問題を別にして、電気通信省内部の機構の運用により、市内電話の機能を回復することが可能か。

二 郵政省と相まつて新築の予算を補地を寄附し、郵便、電話両局を建設し、その機会に積弊を解決しようと思つてゐるが

三 地元市の寄附（土地以外に建築費中に）があれば新築の予算を計上することができるか。

一 郵政省と相まつて新築の予算を計上することができるか。

二 現在施設のままで交換区域の合併を行えば、従局式を採用し、両局に市内中継台及び市内中継線を新設して通話のそ通を図ることとなるが、通話状況及び加入回線数等を考へると、現在の磁石式交換機より共電式交換機に変更することとが有利と考究中である。

三 共電方式を採用すれば、現在の局舎では不適当である。即ち、碧南、三河新川の合併には独立局舎の新築、交換方式の変更等を要し、多額の予算及び資材を必要とするので、二十五年度計画においては計上できなかつたのである。

四 地域合併の代替措置としては、通話サービスの向上を期するため、市外電話回線の増設が考えられるが、現在両局間に市外回線は四回線あり、総取扱時数二三二時数、一回線当たりは約六〇時数であつて、市外電話回線負荷の点か

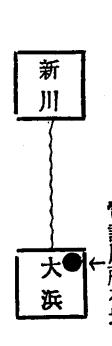
では、一方的に政府がこれを打切る等とは考えられない。

右答弁する。

碧南市の公衆電話移転に関する質問主意書

要因(一)

電話局所在地



要因(二)

郵便局及電話局予定地



愛知県碧南市の公衆電話は、要因(一)の如く極めて不便である。その原因是、碧南市は新川、大浜兩部落の合併により形成された市であり、その回数線が極めて少數であるため市内電話がその用をなさない。

そこで市では、兩部落の中間に候補地を寄附し、郵便、電話両局を建設し、その機会に積弊を解決しようと思つてゐるが

二、政府においてはかねてより両局の交換区域を合併し、行政区と一致させる必要を認めてゐるが、二十五年度計画においては、一二及び三の理由による予算差し繰りができるないので、二十六年度以降において実施するよう努めたいと思ひます。

三、碧南市には、現在碧南、三河新川の二電話交換局があり、同一行政区画内における電話通話に対し、

一 衆議院議員千賀康治君提出碧南市内の公衆電話移転に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員千賀康治君提出碧南市内の公衆電話移転に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

一 碧南市には、現在碧南、三河新川の二電話交換局があり、同一行政区画内における電話通話に対し、

教育の最低必要を満たすに至るま

らみると(全国平均一回線当たり一〇五時数)過負荷とは思われないが、同一市域内の関係もあり、更に実状を調査の上昭和二十五年度において市外線施設の計画を致した。

五 なお、区域合併並びに交換方式

変更に必要な経費は幾て政府予算で賄い寄附は受けない方針であるが、二十六年度以降において計画が決定したならば、敷地の選定その他については地元の御協力をねがわねばならないと存じます。

参考

| 局名 | 級局 | 交換方式 | 加入回線数 | 市外回線数 | 通話時数 | 同上 | 回線当り回数 |
|------|----|------|-------|-------|------|----|--------|
| 碧南 | 五級 | 磁石式 | 三一七 | 四 | 一一一 | 一 | 五八 |
| 三河新川 | 五級 | 磁石式 | 三六一 | | | | |

局間直線距離 三糸
局間道路距離 三・〇五糸

農業協同組合連合会に関する質問主意書

一 農村民主化の一環として、農地開放が行われ、更に農業協同組合法の施行を見たのである。しかし現下の農村経済は危機に直面しつつあるが、農村経済の破たんは單なる農村経済の破たんに止まらず、農村民主化をも破たんするものと解するが、政府の所見如何。

二 政府は、農村の現状にかんがみ、今回農業協同組合法の一部改正により、指導的連合会は他の事業連合会と分離し、その体制を整備し、任務はいよいよ重加せられた。従つて指導農業協同組合連合会は農業協同組合育成強化をなすとともに農業經營の全機能を發揮しなければならぬ現状である。よつて政府は、国家的見地より農業協同組合の育成極めて重大なることいかんがみて、特に指導連合会に対する農業協同組合育成に關する予算的措置を講ずる要ありと考へるが、政府の所見如何。

右質問する。

| 昭和二十五年四月四日 | 内閣総理大臣 吉田 茂 | 衆議院議員河口陽一君提出農業協同組合連合会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 |
|------------|-------------|--|
| | 衆議院議長幣原喜重郎殿 | [別紙] |

衆議院議員河口陽一君提出農業協同組合連合会に関する質問に対する答弁書

一 貴見の如く農村経済の破たんは、農民の経済的社會的政治的地位の向上による農村民主化に大きな支障を来たすものと思います。

二 農業協同組合の健全なる育成強化は當面の急務であり、政府としても指導連合会等と相提携して育成に努力する意向であり、そのため必要な予算措置を考慮中であります。何よりも大切なことは農民自身の自觉と努力による解決であると思しますので、農民各位の一段の奮起を要望致す次第であります。

右答弁する。

五百二二 徵稅吏員 正
五百二二 徵稅吏員 正

衆議院会議録第一六六号(その四)
中正誤